

地方からの提案(全体)

参考資料1

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
2	春日井市	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査調査員選考において税務関係者を避ける要件の廃止	国勢調査における調査員の選考要件の中の「税務に直接関係のない者であること」の記述を削除する。	国勢調査市町村事務要領	総務省	仙台市、山形市、福島県、郡山市、いわき市、白河市、水戸市、ひたちなか市、所沢市、富津市、野々市市、福井市、南アルプス市、山梨市、三島市、一宮市、小牧市、八幡市、伊丹市、出雲市、広島県、徳島市、高松市、愛媛県、新居浜市、東温市、高知県、北九州市、大牟田市、糸島市、大村市、八代市、宮崎市
3	川口市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化	限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号の条文中的「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。	国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号	厚生労働省	寒川町、多治見市、鳥取県、高松市、熊本市、宮崎市
4	川口市	B 地方に対する規制緩和	産業振興	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務の廃止	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	中小企業信用保険法第2条	経済産業省	石岡市、北本市、川崎市、厚木市、綾瀬市、福井市、春日井市、寝屋川市、出雲市、熊本市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
6	川口市 重点31	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和	地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。	航空法第132条、第132条の2、第132条の3 航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	静岡県、京都府、鳥取県、宇和島市、宮崎市
7	萩市 重点26	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和していただきたい。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第7条第3項、「薬事法の施行について」(昭和36年2月8日厚生省薬務局長)	厚生労働省	山口市、徳島県、高知県
8	広島市、広島県 重点28	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 生活保護法第29条	内閣府、総務省、厚生労働省	仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市
9	広島市	B 地方に対する規制緩和	その他	行政不服審査法に基づく審理手続の簡素化	地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審理を行う審査請求については、審査庁による審理手続に係る事務を廃止するよう求める。	行政不服審査法第31条等 (参考) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条第1項 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条第1項	総務省	旭川市、ひたちなか市、栃木県、川崎市、中津川市、山梨市、浜松市、京都府、京都市、神戸市、伊丹市、徳島県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
10	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査の調査員の選考基準の要件緩和	国勢調査の調査員として税務関係職員も従事できるよう調査員の選考基準の要件緩和を求める。	・平成27年国勢調査 市町村の事務の処理基準 ・平成27年国勢調査 市町村事務要領(その1)	総務省	仙台市、山形市、福島県、郡山市、いわき市、白河市、水戸市、ひたちなか市、所沢市、市川市、富津市、野々市市、福井市、南アルプス市、山県市、三島市、春日井市、小牧市、八幡市、伊丹市、南あわじ市、島根県、防府市、徳島市、高松市、愛媛県、新居浜市、東温市、高知県、北九州市、大牟田市、島原市、大村市、八代市、宮崎市
11	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	その他	選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和	選挙における投票管理者及び同職務代理者は、選挙の種類を問わず、選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法第37条第2項 公職選挙法施行令第24条第1項	総務省	宮城県、仙台市、山形市、八王子市、小田原市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山県市、浜松市、田原市、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、生駒市、倉敷市、府中町、高松市、新居浜市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
12	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	その他	選挙における投票立会人の要件緩和	選挙における投票立会人において、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法第38条	総務省	宮城県、仙台市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山口市、浜松市、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、岡山県、倉敷市、府中町、高松市、宇和島市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市
13	広島市、広島県 重点36	B 地方に対する規制緩和	その他	電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化	電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める。	地方自治法第231条の2、地方税法	総務省	福島県、群馬県、船橋市、兵庫県、南あわじ市、山口県、徳島県
14	富山市 重点19	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)の通知の明確化もしくは見直し	火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限られるとし、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。 一方近年はPFI手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。 この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。	・墓地、埋葬等に関する法律 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取り扱いについて(昭和43年4月5日環衛第8058号)	厚生労働省	三条市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
15	富山市 重点19	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け	総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。 火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓理法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。 そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。 国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。	・墓地、埋葬等に関する法律	厚生労働省	徳島県、大村市
16	浜松市、熱海市、御殿場市	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し	地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うにあたり、道路法第31条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施行方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、踏切を新設するに至った場合、既存の踏切を除却するよう全国一律の対応を求められるため、調整に多大な時間を要する。 迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。	道路法第31条第1項 鉄道に関する技術を定める省令第39条	国土交通省	桶川市、京都市、廿日市市、愛媛県、松浦市
17	袋井市 重点34	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物の拡大	現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者に処理させることができないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に限り、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の熔融処理を可能とする規定を追加いただきたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第8条、第11条、第15条の2の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16	環境省	静岡県、兵庫県
18	松戸市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分に必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 地方税法第20条の11	総務省、財務省、厚生労働省	船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
19	伊佐市、阿久根市、霧島市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	江戸川区、綾瀬市、出雲市、大分県
20	豊田市 重点30	B 地方に対する規制緩和	その他	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(力)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	番号法第15条及び第19条 住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(力)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三条市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市
21	豊田市 重点4	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条	厚生労働省	ひたちなか市、南砺市、山県市、西宮市、高知県、松浦市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
23	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項第1号、第31条	厚生労働省	北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、川崎市、新潟市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県
24	由布市	B 地方に対する規制緩和	その他	投票所入場券の交付時期の繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。	公職選挙法施行令第31条第1項	総務省	山形市、練馬区、綾瀬市、岐阜市、山根市、島田市、野洲市、八幡市、生駒市、倉敷市、筑紫野市、芦屋町、熊本市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市
26	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」を年度当初に発出すること	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)	厚生労働省	福島県、神奈川県、新潟県、静岡県、稲沢市、島根県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
29	佐伯市	B 地方に対する規制緩和	その他	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	登記情報提供サービス 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	法務省	旭川市、八戸市、滝沢市、ひたちなか市、蓮田市、平塚市、小田原市、新潟市、三条市、胎内市、岐阜県、浜松市、島田市、豊田市、城陽市、八尾市、芦屋市、倉敷市、広島県、徳島市、高松市、大村市、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市
31	千葉県、神奈川県 重点30	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市
32	千葉県 重点41	A 権限移譲	運輸・交通	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経由先の変更)	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。	鉄道事業等報告規則第2条・第4条 旅客自動車運送事業等報告規則第2条・第4条 交通政策基本法第9条	国土交通省	新潟県、岡山県、筑後市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
33	九重町 重点1	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会
34	東大阪市 重点6	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大	現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。	・児童福祉法第四条、第六条の二の二、第二十一条の五の十三 ・学校教育法第一条、第二百二十四条	厚生労働省	福島県、貝塚市、伊丹市、出雲市、府中町、宮崎市
35	名張市 重点16	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令では、教育委員会の所管と規定されていますが、条例により自治体ごとに各社会教育施設の所管を決定できるよう制度改正を求めます。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項 社会教育法第5条、第28条 図書館法第13条 博物館法第19条	文部科学省	愛媛県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
36	富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	B 地方に対する規制緩和	その他	改正地方公務員法における「区長」の任用方法について	区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。	○改正地方公務員法第3条3項3号及び22条の2 ○会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルP111からP12まで及びP46 問2-4	総務省	中山町、石岡市、桶川市、中井町、福井市、南九州市
37	長岡市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化	法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの 【簡素化の案】 以下の記載欄を廃止する。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。) ②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄 ③「国債の償還金の希望支払場所」欄 ○「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」 ①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。) ②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条	厚生労働省	北海道、仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、練馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、大垣市、浜松市、春日井市、田原市、八幡市、泉大津市、守口市、門真市、尼崎市、西宮市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市
38	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。 地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。	企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3の2の4(1)	内閣府、厚生労働省	いわき市、豊田市、池田市、山口県、高松市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
39	石川県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の拡充	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認) 当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準(国土交通省水管理・国土保全局長通知)2(1)	国土交通省	
40	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理に関する法律第7条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について (平成18年1月20日環境省告示第23号)第4(2)イ	厚生労働省、環境省	福島県、新潟市、神山町、高松市
47	うるま市 重点4	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大	放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	高松市、高知県、沖縄県
48	青森県 重点13	A 権限移譲	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機構法」)第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事の認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。 また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直すこと。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項及び第4項、第19条第2項	農林水産省	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、島田市、山口県、徳島県、高知県、熊本県、沖縄県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
49	所沢市 重点21	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」、「初任者研修(旧ヘルパー2級)」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	介護保険法第24条の2第2項	厚生労働省	石岡市、八王子市、山梨市、名古屋市、豊田市、田原市、神戸市、伊予市、宮崎市
50	所沢市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を提出することが交付要綱により定められているところであるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理を翌年度の後半になって行っている。 また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は国よりも早期に発出されており、国と県の進捗に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図りたい。	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府	盛岡市、福島市、川越市、山梨市、豊田市、小牧市、八尾市、富田林市、玉野市、高松市、大村市、沖縄県
52	さいたま市 重点23	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居家で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2	厚生労働省	川崎市、京都市、宮崎市
54	さいたま市 重点5	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	内閣府、厚生労働省	仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山梨市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
55	南房総市、水戸市 重点2	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。 幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省	石岡市、川崎市、山梨市、玉野市、東温市、松浦市
56	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	その他	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」とは、履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示されたい。	・地方自治法施行令第143条第1項第4号 ・昭和38年12月19日付け自治丁行発第93号行政課長通	総務省	福島県、石岡市、ひたちなか市、川崎市、名古屋市、西尾市、城陽市、伊丹市、広島県、廿日市市、府中町、愛媛県、熊本県、宮崎市
57	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点51	B 地方に対する規制緩和	その他	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成十九年法律第九十四号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則、地方自治法	総務省	須賀川市、石岡市、千葉県、東村山市、平塚市、綾瀬市、上越市、石川県、山梨市、静岡県、島田市、豊川市、豊田市、西尾市、伊丹市、奈良県、出雲市、徳島市、高松市、愛媛県、福岡県、北九州市、大牟田市、宮若市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
58	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	B 地方に対する規制緩和	産業振興	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き(平成29年5月(独法)中小企業基盤整備機構高度化事業部)	経済産業省	石岡市、富山県
59	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県
60	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項 農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)(平成12年3月30日農林水産省告示第453号)(改正 平成25年8月27日農林水産省告示2397号)	農林水産省	新潟県、奈良県、島根県、廿日市市、愛媛県、高知県、熊本市、宮崎市
61	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点50	B 地方に対する規制緩和	その他	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	漁業法92条、93条	農林水産省	北海道、茨城県、神奈川県、倉敷市、高松市、新居浜市、芦屋町、八代市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
64	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	内閣府、環境省	福井県
65	京都府	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、福井市、長野県、長野市、名古屋市、豊川市、宮津市、亀岡市、八幡市、鳥取県、島根県、高松市、愛媛県、八幡浜市、糸島市、松浦市、大分県、延岡市、沖縄県
66	砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用	児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。 また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。 児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただきたい。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条 児童館設置運営要綱	厚生労働省	石岡市、松戸市、山口市、徳島県、高松市、松浦市、宮崎市、沖縄県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
67	砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 重点22	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括(広域的)で申請を受理及び指定できるよう求めるもの	介護保険法	厚生労働省	米沢市、福島県、綾瀬市、山県市、三島市、田原市、芦屋市、伊丹市、筑後市
68	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	災害対策基本法第86条の8	内閣府、総務省	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山県市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市
69	笠間市	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	環境省	北本市
70	守口市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、福島県、習志野市、八王子市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、大阪府、池田市、貝塚市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉敷市、徳島県、松浦市、那覇市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
71	新潟県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地転用許可申請に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」の弾力的運用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	農地法施行規則第30条第4号、第57条の2第2項第1号	農林水産省	豊田市、豊明市、井原市
73	愛知県	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止	国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。	・国土利用計画法23条第1項 ・国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	国土交通省	岡崎市、一宮市、津島市、小牧市、愛西市、豊山町、東栄町、鳥取県
74	愛知県 重点27	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地の都道府県経由事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣(消費者庁)へ申請することとする。	健康増進法第26条第2項	消費者庁	茨城県、石川県、徳島県、熊本市
75	愛知県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」(以下「維持事業に要する額」という。)の、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項	国土交通省	青森県、福島県、千葉県、石川県、兵庫県、岡山県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
76	愛知県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限見込み額)を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を遡及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条	国土交通省	山県市
78	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点35</div>	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設	道路交通法 道路交通法施行令 まち・ひと・しごと創生総合戦略 消防学校の教育訓練の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第126条の2	警察庁、総務省、防衛省	南陽市、ひたちなか市、清瀬市、石川県、南アルプス市、多治見市、山県市、田原市、千早赤阪村、宇和島市
80	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。	総務省から毎年度照会がある「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」について、すでに100%に達成している調査項目も回答を求められている。また、回答した調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。	総務省通知(平成27年8月28日付総行経第29号「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」) 直近の照会(平成29年4月28日付総行経第16号、総行情第29号「地方行政サービス改革に関する取り組み状況等の調査について(照会)」)	総務省	宮城県、福島県、石岡市、埼玉県、綾瀬市、三條市、魚沼市、石川県、長野県、浜松市、愛知県、名古屋市、田原市、八幡市、伊丹市、山口県、愛媛県、松山市、熊本市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
81	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	経済産業省、環境省	青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、船橋市、柏市、横浜市、富山県、福井県、山梨県、京都市、大阪府、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎市
82	神奈川県、千葉県、大阪府	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	林業・木材産業改善資金制度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」の見直し	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事案や不良債権化している事案等)に限定すること。	林業・木材産業改善資金制度の運営について(平成15年6月11日林政企第15号 林野庁長官通知)	農林水産省	福井県、長野県、鳥取県、徳島県
83	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	介護保険法	厚生労働省	宮城県、秋田市、米沢市、福島県、千葉県、習志野市、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、海老名市、石川県、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、芦屋市、岡山県、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
84	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める	児童福祉法、障害者総合支援法	厚生労働省	旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、船橋市、板橋区、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟県、新潟市、岐阜県、名古屋市、城陽市、和歌山市、鳥取県、岡山県、防府市、愛媛県、熊本市、大分県、宮崎市
85	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第1項第1号、第41条第1項第1号、第45条第1項第1号、第47条第1項第1号、第48条第1項第1号、附則第8条第1項第1号	厚生労働省	宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡県、名古屋市、春日井市、京都市、城陽市、池田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本市、大分県、宮崎市
86	神奈川県、千葉県、山梨県	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	厚生労働省	福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
87	神奈川県、千葉県、山梨県	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の権限及び基準の明確化	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	厚生労働省	福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県
88	神奈川県、千葉県、山梨県	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	雇用保険法施行規則様式第12号	厚生労働省	福島県、栃木県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県
89	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	B 地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成23年6月29日・総務省告示第274号)第3項の第30号～34号の改正を求める。	放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(告示)	総務省	栃木県、愛知県、鳥取県、福岡県
92	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	その他	下水道事業事務の所管部局の一元化に向け、地方公営企業が担うことができる事業の明確化のための法的整備	流域下水道事業の主体となる地方公営企業(本県では下水道局)が、知事が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般を一元的に実施するためには、下水道管理者による知事の事務の補助執行とその事務に係る経費等の根拠規定を明確にする必要がある。そのため地方公営企業法施行令第8条の5の規定に、次の号(第4号)を加えることを求める。 第8条の5(略) 一～三(略) 四 (地方公営企業)法第2条第3項の定めにより、この法律の規定の全部又は一部を適用する企業が行政として行われる事務に要する経費	地方公営企業法施行令第8条の5、地方公営企業繰出金について(通知)	総務省	

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
93	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱 食料産業・6次産業化交付金交付要綱	農林水産省	北海道、青森県、石川県、長野県、山梨県、山形県、京都府、京都市、尼崎市、鳥取県、宇和島市、大分県
94	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	土地改良事業関係補助金交付要綱	農林水産省	青森県、福島県、ひたちなか市、長野県、静岡県、徳島県、大村市、熊本市
95	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農林水産省	福島県、栃木県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本市
96	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">重点36</div>	B 地方に対する規制緩和	その他	公金収納における電子マネーの取扱いの明確化	地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。	地方自治法第231条の2第6項 地方自治法施行令第157条の2	総務省	福島県、群馬県、入間市、船橋市、島田市、小牧市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市
101	秋田県、宮城県	A 権限移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	内閣府、厚生労働省	埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
102	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村 重点13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農林水産省	岩手県、山形市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、秋田市、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会
103	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村 重点13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続について、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続を経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 土地改良法第87条の3及び附則第4条 土地改良法施行令第50条の2の10 平成29年9月1日付経営局農地政策課農地集積促進室長事務連絡	農林水産省	岩手県、福島県、いわき市、ひたちなか市、群馬県、秩父市、新発田市、石川県、長野県、島田市、春日井市、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高松市
104	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥とし尿汚泥とではそれぞれ関係する法律の取り扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取り扱いとする措置を講ずること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(平成4年8月13日 衛環第233号)	環境省	京都府
106	山梨県 重点44	A 権限移譲	産業振興	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に実行されるようにすることを求める。	電気工事の業務の適正化に関する法律第27条	経済産業省	

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
107	山梨県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序の見直しを求める。	地域環境保全対策費補助金交付要綱	環境省	栃木県、福井県、愛知県
108	富山県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	建築基準法第51条 建築基準法施行令第130条の2の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	国土交通省、環境省	上越市
109	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 重点47	B 地方に対する規制緩和	その他	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。	・地方自治法243条 ・地方自治法施行令第158条 ・旅券法第20条	総務省、外務省	
111	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	茨城県、山梨市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
112	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続に係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日厚生労働省雇児発第0417001号)	厚生労働省	旭川市、福島県、横浜市、山梨県、草津市、京都府、大阪市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、藤井寺市、東大阪市、島本町、高松市、松浦市、宮崎市
113	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	A 権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山梨県、京都府、池田市、愛媛県
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須坂市、山梨県、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
116	群馬県、福島県、栃木県、新潟県 重点13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農林水産省	岩手県、秋田県、埼玉県、長野県、静岡県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会
117	群馬県、福島県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	花きの振興に関する法律 地域活性化総合対策事業のうち国産花きイノベーション推進事業公募要領	農林水産省	神奈川県、富山県、京都府、徳島県、高知県
118	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	都市計画法第21条第2項 都市計画法施行令第14条第2号 都市計画法施行規則第13条	国土交通省	鳥取県、岩国市、高松市、宮崎市
119	群馬県、福島県、栃木県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府会第393号) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(環境省平成20年5月15日付け環企発第080515006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
120	群馬県、茨城県、栃木県 重点48	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、条例に委任すること。	建築士法第30条第1項	国土交通省	鳥取県
122	岡山県 重点14	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業生産基盤整備事業(線の整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(線の整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。 また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	土地改良法	農林水産省	仙台市、熊本市
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 重点42	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	・道路運送法 ・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)	国土交通省	愛媛県
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 重点3	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令63号)第42条第1項	厚生労働省	山口市、北九州市、大分県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
143	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	統計法第16条及び統計法施行令第4条	国土交通省	北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会
144	奈良県	B 地方に対する規制緩和	その他	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項	総務省	いわき市、埼玉県、大阪市、愛媛県
147	奈良県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、現行の原則2年に1回を、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
149	長野県 重点46	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	旭川市、福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、静岡県、田原市、京都府、京都市、泉大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市、熊本市
150	長野県 重点46	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、田原市、京都府、京都市、大阪府、泉大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市
153	長野県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業における設計変更に関する設計変更の協議を要しない「軽微な変更」の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業において、事業費決定の基礎となる設計を変更する場合、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なされ協議が不要になる。当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」とされている。このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20	国土交通省	北海道、福島県、栃木県、愛知県、鳥取県、甘日市市、山口県、熊本市、大分県
154	長野県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生道整備推進交付金における交付金交付決定前の着手	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要領	内閣府、農林水産省	旭川市、宮城県、ひたちなか市、栃木県、川崎市、新潟県、石川県、山梨県、静岡県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
156	郡山市 重点30	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。 また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	住民基本台帳法第12条及び第12条の3。住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-①-ア-(力)及び第2-4-(3)-①-ア	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	宮城県、山形市、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市
157	郡山市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第29条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について	現行の生活保護法第29条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答で行う必要があり、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。 地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係書類の閲覧をしているように、生活保護調査においても随時最寄りの年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権限により、年金事務所で調査ができる権限を求めるもの。	○生活保護法第29条及び第29条第2項、 ○「日本年金機構における活保護法第29条に基づく照会回答事務の集約化について」(平成29年3月3日付け保護課保護係長通知)	厚生労働省	宮城県、石岡市、ひたちなか市、所沢市、大和市、福井市、岐阜市、多治見市、山梨市、田原市、城陽市、大阪市、堺市、八尾市、西宮市、出雲市、熊本市
159	神戸市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	道路法施行令第38条による不用物件の管理期間の運用弾力化	すでに道路としての機能・形態を失っている里道(市道認定有)で、道路を構成する敷地等が供用廃止又は区域変更により不用となった場合の管理期間について、 ・沿道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合 ・売却等の処分方針が明確になっている場合は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるようにしてほしい。	道路法第92条第1項 道路法施行令第38条	国土交通省	桶川市、川崎市、海老名市、名古屋市、城陽市、出雲市、熊本市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
160	神戸市 重点49	B 地方に対する規制緩和	その他	指定都市について人事委員会又は公平委員会を置くことが出来るようにするもの。(指定都市に設置されている人事委員会の、採用試験等に関する権限を市長部局をはじめ任命権者の権限とする。)	本市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限とし必要に応じて行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、権限者の違いから主体的・機動的に採用活動を行うことができない。この支障を解消するため、指定都市については、人事委員会を必置とせず、人事委員会又は公平委員会を置くことができるよう制度変更し、採用権限を任命権者の権限とすることを求める。	地方公務員法第7条第1項	総務省	
162	横浜市	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の掘り起し調査にあたっての固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実に実施できるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起し調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	総務省、環境省	旭川市、青森県、八戸市、仙台市、いわき市、さいたま市、千葉県、船橋市、柏市、神奈川県、山梨県、静岡県、浜松市、京都市、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、松山市、福岡県、北九州市、宮崎市
163	横浜市 重点37	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における国際運転免許証等にかかる運転免許要件の明確化	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における運転免許要件を国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう明確化すること。	「『搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験』に係る取扱いについて」(通達)(平成30年3月19日付け警察庁丁交発第39号、丁規発第32号) 別添「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準(平成30年3月一部変更)」	警察庁	千葉市
166	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県 重点40	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	自然公園法第10条第3項 国立公園事業取扱要領第10 1 (7)	環境省	

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
167	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	・旅館業法第2条、第3条 ・平成28年3月31日付 厚生労働省生活衛生課長通知	厚生労働省	花巻市、福島県、栃木市、岐阜県、岡山県
169	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会 重点24	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	・介護保険法第13条	厚生労働省	宮城県、米沢市、石岡市、山形市、田原市、芦屋市、出雲市、高松市
170	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 重点25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	・国有財産特別措置法第3条 ・社会福祉法第2条 ・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	財務省、厚生労働省	米沢市、練馬区、川崎市、田原市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
178	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	B 地方に対する規制緩和	その他	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	公職選挙法第37条第2項、第48条の2第2項、公職選挙法施行令第24条	総務省	宮城県、仙台市、山形市、中山町、八王子市、清瀬市、小田原市、綾瀬市、中井町、新潟市、魚沼市、石川県、福井市、山梨市、田原市、草津市、千早赤阪村、南あわじ市、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、新居浜市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市
179	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	B 地方に対する規制緩和	その他	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	公職選挙法第38条第1項	総務省	宮城県、八王子市、清瀬市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨市、草津市、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市
180	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合 重点9	A 権限移譲	医療・福祉	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	・療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)	厚生労働省	福島県、京都府

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
181	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県 重点13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のとおり知事承認を要することとする。	・農地中間管理事業の推進に関する法律第22条 ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第17条	農林水産省	福島県、長野県、香川県
183	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会	B 地方に対する規制緩和	その他	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	地方自治法第260条の38、第260条の39	総務省	宇和島市、福島県、川崎市、山梨県、南九州市、八尾市
184	岐阜県	B 地方に対する規制緩和	その他	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けの見直し	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けを見直し、地方自治体が妥当な基準の下に弾力的な事業実施を図ることを可能とすることを求める。	人権啓発活動地方委託要綱及び運用基準	法務省	酒田市、福島県、いわき市、埼玉県、市川市、神奈川県、川崎市、新潟県、静岡県、春日井市、京都府、兵庫県、徳島県、香川県
185	岐阜県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の手続きの見直し	生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	国土交通省	宮城県、千葉県、岡山県、愛媛県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
187	岐阜県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、新発田市、魚沼市、長野県、長野市、大垣市、山県市、浜松市、名古屋市、豊川市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、島根県、高松市、愛媛県、八幡浜市、筑後市、松浦市、大分県、沖縄県
190	福井県	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲を見直すこと。	都市計画法21条2項括弧書き、都市計画法施行令14条	国土交通省	川越市、石川県、田原市、城陽市、兵庫県、鳥取県、下関市、徳島市、高松市、福岡県、筑後市、志免町、大分県
191	八王子市	B 地方に対する規制緩和	その他	独自利用事務における税情報照会の簡略化	独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、庁内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	苫小牧市、船橋市、福井市、山県市、尼崎市、大牟田市、筑後市、熊本市
192	八王子市	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施することを可能としている。それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。	「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平成28年12月21日付府子本906号通知)	内閣府、総務省	石岡市、三条市、静岡県、尼崎市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
194	豊中市 重点1	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会
196	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町 重点33	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金貸付金の保証人に関する規定の見直し	災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。	・災害弔慰金の支給等に関する法律 施行令第8条	内閣府	新潟市、山梨市、西宮市、広島市、防府市、宮崎市
198	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町 重点10	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山梨市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
199	倉敷市	B 地方に対する規制緩和	その他	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることができる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	地方自治法施行令第一六七条の二別表第五	総務省	品川区、海老名市、石川県、刈谷市、大阪府、出雲市、廿日市市
200	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県 重点36	B 地方に対する規制緩和	その他	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。 いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。	地方自治法第231条の2	総務省	福島県、市川市、船橋市、島田市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市
201	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条	厚生労働省	北海道、宮城県、川崎市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市長、京都市、島根県、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
203	掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。	公営住宅法第34条	総務省、国土交通省	いわき市、静岡県、神戸市、尼崎市
204	掛川市	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和	建築基準法第97条の2により限定特定行政庁が置くことができる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることで、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。	建築基準法第5条	国土交通省	須賀川市、みどり市、松浦市
207	各務原市 重点29	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。 再交付にかかる処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山梨市、田原市、出雲市、高松市、今治市、砥部町、筑後市
208	各務原市 重点29	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、国民健康保険法施行規則、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	内閣府、厚生労働省	ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
209	各務原市 重点29	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するように求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総合支援法施行規則	内閣府、厚生労働省	宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県
210	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点12	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	雇用保険法第61条の4 、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項	厚生労働省	盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、江戸川区、川崎市、逗子市、豊田市、亀岡市、大阪府、豊中市、池田市、枚方市、八尾市、富田林市、和泉市、藤井寺市、島本町、玉野市、松浦市、宮崎市
211	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点8	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用して児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	仙台市、福島県、山県市、貝塚市、出雲市
212	熊本市 重点33	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護貸付金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害甲助金の支給等に関する法律 施行令第7条第3項	内閣府	須賀川市、新潟市、山県市、浜松市、京都市、福知山市、広島市、防府市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
214	熊本市 重点34	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	環境省	宮城県、仙台市、秋田県、栃木県、北本市、綾瀬市、中津川市、静岡県、名古屋市、稲沢市、京都市、堺市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市
215	熊本市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社施第99号)	内閣府	ひたちなか市、石川県、山口市、田原市、京都市、岡山市、大村市、宮崎市
216	熊本市 重点32	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の民間賃貸住宅借上(みなし仮設)の供与における現金給付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以下、「みなし仮設」という。)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	災害救助法第4条	内閣府	山口市、京都市、岡山市
218	熊本市	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2、第5条第7項	文部科学省	高知県、北九州市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
219	熊本市	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	ひたちなか市、福井市、豊田市、京都市、岡山市、愛媛県、大村市、宮崎市
220	熊本市	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	北本市、神奈川県、川崎市、相模原市、軽井沢町、名古屋市、豊田市、稲沢市、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、岡山市、北九州市
221	宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考え。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図りたい。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	児童福祉法施行令第38条	厚生労働省	青森県、秋田市、新潟市、山形県、愛知県、兵庫県、神戸市、徳島県、松浦市、熊本市、沖縄県
222	宮城県、三重県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園特別保護地区内の外来生物である植物の駆除に係る許可を不要とすること	国立公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系の保全の場合には、特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除する行為について、許可を要しない行為として頂きたい	自然公園法施行規則第13条	環境省	徳島県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
223	高知県、愛媛県 重点38	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り特例的に認めているオンデマンド型授業を、中山間地域の小規模高等学校における全日制の教育課程にも拡大すること	学校教育法施行規則第86条	文部科学省	
224	菰野町、三重県 重点39	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園の指定日前から存在する建築物についての許可基準の緩和	国立公園の指定日より前から存在する建築物について、改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際に、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条第6項	環境省	徳島県
225	栃木県、福島県、群馬県	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	北海道、青森県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会
227	栃木県、新潟県 重点13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における各種事務簡素化	(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならないが、当該縦覧を廃止する。 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基盤強化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。 ※提案内容の一部については、「(4)提案募集の対象外である提案」に今後の検討・調整が必要な事項を記載。	・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	農林水産省	福島県、群馬県、埼玉県、新発田市、静岡県、島田市、広島県、山口県、徳島県、高知県、熊本県、大村市、沖縄県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
228	沖縄市 重点7	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	盛岡市、花巻市、山県市、豊中市
230	館山市 重点1	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須崎市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本市、九州地方知事会
257	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士法施行規則第16条第2項	国土交通省	長野県、愛媛県、福岡県、大分県
261	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	地方自治法第291条の2、第291条の3、第291条の4	総務省	

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
263	筑北村	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、新発田市、長野県、長野市、上田市、塩尻市、佐久穂町、南箕輪村、松川町、王滝村、山県市、名古屋市、豊川市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、高松市、愛媛県、八幡浜市、松浦市、大分県、沖縄県
264	金沢市	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査の調査員事務を委託可能とする規制緩和	平成27年の国勢調査市町村事務要領で、共同住宅や社会福祉施設への委託を可能とする記述が追加されたように、特に支障となっている、中山間地等において、調査の対象範囲・区割・契約期間について、市町村と委託業者双方の協議をもって定めることとする規定を盛り込むことを求める。委託先の例としては、毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などを想定している。加えて、対象地域への事前周知については、市町村が行うこととされたい。(なお、中山間地等において試験的に実施し、委託先や状況を検証の上、対象地域を全域に拡大することも見据える。)	国勢調査令	総務省	岩手県、花巻市、山形市、福島県、魚沼市、野々市市、福井市、山県市、西尾市、小牧市、鳥取県、徳島市、新居浜市、東温市、北九州市、大牟田市、糸島市、松浦市、八代市、宮崎市
265	岩手県、二戸市、岩手町	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引業法施行規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。	宅地建物取引業法施行規則第14条の10、第14条の11	国土交通省	福井市、大阪府

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
266	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、一戸町	B 地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、以下の改善を求める。 (1) 早期の交付決定(4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定する。) (2) 補助事業実績報告書様式第10号(市町村→県)及び第12号(県→総務省)に記載する総務省の交付決定通知を特定できるよう指示してほしい。 なお、総務省からの文書を基に、県から市町村に通知しているため、総務省の文書番号を特定できれば、県の文書番号も特定されるもの。 (3) 算定基準額算出のための調査を1回にする。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条 ・個人番号カード交付事務費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条	総務省	秋田市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、桐生市、所沢市、船橋市、成田市、柏市、江戸川区、清瀬市、川崎市、三条市、浜松市、春日井市、京都市、八尾市、富田林市、兵庫県、尼崎市、伊丹市、府中町、徳島市、愛媛県、福岡県、芦屋町、大村市、大分県
267	青森市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	住居確保給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、傷病等により就職活動ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後就職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。	生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第16条、「住居確保給付金の支給事務の手引き」、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答(問7-5)」	厚生労働省	大和市、福井市、城陽市、西宮市、出雲市、熊本市
271	山形県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林漁家民宿での食事提供について	農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていきたい。	平成17年7月21日付け厚労省通知「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」	厚生労働省	徳島県
274	特別区長会 重点5	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児発0905第2号)、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	盛岡市、神戸市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
275	特別区長会 重点5	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市
276	九州地方知事会 重点1	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市
278	九州地方知事会 重点4	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定める放課後児童支援員の資格要件に係る実務経験年数の短縮 【参考】 基準省令第10条第2項第3号 「2年以上児童福祉事業に従事した者」 同条第9号 「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めた者」 同条第10号 「5年以上放課後児童健全育成事業に従事し市町村長が適当と認めた者」	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	秋田県、ひたちなか市、多治見市、山梨市、西宮市、広島市、高知県、松浦市
279	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する、保護制度適用の確認事務の廃止	領事館等に対する保護制度適用の確認について、これまで確認したすべての国で保護措置が無く、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	厚生労働省	宮城県、ひたちなか市、所沢市、千葉県、大和市、新潟市、浜松市、京都府、堺市、香川県、熊本市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
281	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。	児童福祉法、児童福祉法施行規則	法務省、厚生労働省	山口市、松浦市
284	九州地方知事会 重点13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。 農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農林水産省	岩手県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市
285	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加することにより、当該債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することを可能とし、都道府県の債権回収の円滑化を図る。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 就農支援資金制度(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)	法務省、農林水産省	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県
286	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園内の施設整備における国と地方公共団体の役割分担の明確化	三位一体改革以前に都道府県が整備した既存施設の改修を含む国直轄整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただきたい。	自然公園法第10条第2項	環境省	石川県、徳島県
287	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	北海道、青森県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、鳥取県、岡山県、高知県

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
289	全国知事会、全国市長会、全国町村会 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点42, 43</div>	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域の实情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築 ※提案内容の一部については、「(3)提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」及び「(4)提案募集の対象外である提案」に今後の検討・調整が必要な事項を記載。	人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の实情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。	・道路運送法第78条 ・道路運送法施行規則第3条の3 ・道路運送法施行規則第49条 ・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 ・「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成27年3月30日自動車局長通知)」 ・「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(平成28年3月31日自動車局長通知)」 ・道路運送法第3条第1項第1号 ・道路運送法第9条の2 ・「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成26年3月26日自動車局長通知)」 ・都市計画法第29条第1項第3号 ・都市計画法施行令第21条第1項第6号	国土交通省	山形市、塩谷町、本庄市、大野市、山県市、京都市、池田市、鳥取県、島根県、愛媛県、宮崎市、十日町
290	大村市 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点20</div>	B 地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を感じることはない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。 ②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条～第16条 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第3-2-(1)-ウ-(エ) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条	内閣府、総務省	ひたちなか市、桶川市、柏市、川崎市、三条市、多治見市、八尾市、徳島市、宇和島市、北九州市、筑後市、芦屋町、島原市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
291	香川県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度の見直し	自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県はもとより、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度にすることで、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条	厚生労働省	群馬県
292	浜松市、裾野市 重点17	B 地方に対する規制緩和	その他	指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大	地方自治法第244条の2第3項に規定される指定管理者に管理を行わせることができる施設の対象範囲について、条例を定めれば、「公の施設」とされていない施設でも指定管理者制度を導入できるよう規制緩和を求める。	地方自治法第244条及び第244条の2	総務省	島田市、京都市、伊丹市、宮崎市
293	矢巾町	B 地方に対する規制緩和	その他	公職選挙法第21条第1項の規定の見直し	公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者」とする。	公職選挙法第21条第1項及び第4項 公職選挙法施行令第12条 住民基本台帳法第6条第1項 住民基本台帳法第14条第1項	総務省	中山町、ひたちなか市、小田原市、福井市、山梨市、島田市、生駒市、倉敷市、芦屋町、熊本市、八代市
296	全国市長会	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和	都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況を前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。 ※提案内容の一部については、「(3)提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に今後の検討・調整が必要な事項を記載。	都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針(第8版)[都市施設(IV-2-2 II B.1.)]	国土交通省	仙台市、白河市、ひたちなか市、富津市、三条市、射水市、嘉麻市、八代市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
297	相模原市 重点28	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市
298	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	A 権限移譲	産業振興	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条同法施行令第3条	経済産業省	富山県、大分県
302	鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(鳥取県他61団体の長)※代表：鳥取県知事 平井 伸治	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公務員が副業をできる要件の緩和及び基準の明確化	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的に許可により認める考え方だが、許可制から届出制に改正し、地域で求められている社会貢献活動に積極的に参画できるよう促す。	地方公務員法第38条	総務省	山口市、島田市、南伊豆町、泉大津市、広島県、松山市、大村市、松浦市、宮崎市
303	宮崎市	B 地方に対する規制緩和	その他	選挙運動の期間前に掲示された政治活動のための「のぼり」の撤去を可能とする	公職選挙法201条の14(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)について、撤去対象に「のぼり」を追加するため、法文中の「ポスター」を「文書図画」とする。	公職選挙法第201条の14	総務省	山形市、小田原市、石川県、山口市、兵庫県、生駒市、倉敷市、新居浜市、芦屋町、熊本市、八代市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
304	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国有地の無償貸付における要件緩和	国有地の無償貸付による自治体での活用にあたり、利益を得る行為が制限されていることから、PPP等官民連携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。	国有財産法第22条第1項及び第2項	財務省	ひたちなか市、松戸市、北九州市
305	指定都市市長会 重点18	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第34条の2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることができるようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山陽小野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県
306	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「次世代育成支援対策施設整備交付金」の手の簡素化	○次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準である、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もりと、民間工事請負業者2者の見積もりを比較して、いずれか最も低い方の価格を基準とするとされている要件について、民間工事請負業者2社の見積もりを廃止すること。	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1-2、別表1-3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて 3(2)	厚生労働省	山口市、和歌山市、北九州市
308	指定都市市長会 重点34	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	環境省	宮城県、栃木県、山口市、静岡県、稲沢市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市
309	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	災害救助法・局長通知	内閣府	ひたちなか市、石川県、山口市、田原市、北九州市、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
311	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	○農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	ひたちなか市、豊田市、愛媛県、北九州市、大村市、宮崎市
312	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	神奈川県、相模原市、軽井沢市、豊田市、稲沢市、大阪市、兵庫県、北九州市
316	今治市 重点29	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山梨市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、内子町、松浦市
317	今治市	B 地方に対する規制緩和	その他	給与支払報告書における配偶者特別控除対象者の個人番号を記入する欄の追加	給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	・地方税法施行規則 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	総務省	旭川市、山形市、ひたちなか市、川越市、蓮田市、八王子市、島田市、春日井市、小牧市、城陽市、芦屋市、南あわじ市、出雲市、宇和島市、内子町、宮崎市

(1) 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 (188件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
319	那覇市 重点21	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規、区変、更新申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	介護保険法第24条の2第2項	厚生労働省	南伊豆町、名古屋市、田原市、神戸市、宮崎市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (15件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
28	魚沼市	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市再構築戦略事業における中心拠点区域の区域要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている都市再構築戦略事業の中心拠点区域の要件について、人口集中地区内に限らず、立地適正化計画策定時の指標とした国勢調査において人口集中地区となっていた区域も認めるなど、対象区域の要件の取扱いを柔軟化すること。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第2編	国土交通省	高松市、熊本市
97	秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、羽後町	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用	応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項2(5)留意点力及びキ	内閣府	仙台市、福島県、いわき市、埼玉県、石川県、山口市、宮崎市
98	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「地域少子化対策重点推進交付金」の運用の改善	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する市町村結婚新生活補助金について、地域の実態に即した補助となるよう、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直すこと。	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要領、結婚新生活支援事業実施要領、結婚新生活支援事業費補助金交付要領	内閣府	群馬県、埼玉県、山口市、枚方市、神戸市、山口県、徳島県、福岡県、宮崎市
99	秋田県、男鹿市、湯沢市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「子ども・子育て支援交付金」の運用の改善	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	横浜市、山口市、宮崎市、沖縄県

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (15件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
100	秋田県、青森県、男鹿市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「地域子どもの未来応援交付金」の運用の改善	地方が、創意工夫により、地域の実情を踏まえた実効性の高い子どもの貧困対策を、継続的かつ安定的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」について、地域のニーズに柔軟に対応できるよう複数年度にわたる活用を可能とするなど運用の弾力化を図ること。	地域子供の未来応援交付金交付要綱及び同実施要領	内閣府	山形市、福島県、石川県、福井市、山県市、徳島県、高松市、大分県、宮崎市
161	神戸市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブ(老人クラブ等事業運営要綱にておおむね30人以上と規定)の会員数の基準緩和	「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」(H4.3.2厚生省発老第19号厚生事務次官通知) 「老人クラブ活動等事業の実施について」(H13.10.1老発第390号厚生労働省老健局長通知)	厚生労働省	旭川市、仙台市、秋田市、米沢市、福島県、石岡市、埼玉県、千葉県、千葉市、横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、名古屋市長通知)
195	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金貸付金の免除の要件の見直し	災害援護資金貸付金について、借受人が破産等した場合に、市町村が不納欠損処分できる運用に改めるとともに、県への償還について、免除の要件に市町村が不納欠損をした場合を追加する等、地方公共団体の適切な債権管理を前提とした見直しを行っていただきたい。	・災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項	内閣府	福島県、須賀川市、船橋市、新潟市、山県市、浜松市、福知山市、伊丹市、熊本市、宮崎市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (15件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
202	臼杵市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援法の適用範囲の拡大	被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号(以下「政令」という。))第1条において、法の適用対象となる自然災害の要件を定めているが、同条第4号で定める「5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万未満)」とする要件をさらに細分化し、「人口5万未満にあっては2以上」などの緩和規定を設ける。	被災者生活再建支援法施行令第1条第4号	内閣府	山県市、愛媛県、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、九州地方知事会
213	熊本市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項	内閣府	新潟市、山県市、京都市、宮崎市
217	熊本市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	内閣府告示第228号第4条	内閣府	ひたちなか市、山県市、浜松市、田原市、京都市、岡山市、宮崎市
280	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設における家庭支援専門相談員の充実に係る要件の見直し	定員30人未満の児童養護施設に家庭支援専門相談員を2人配置した場合には、2人分の保護単価が支給されるようにされたい。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発第86号)	厚生労働省	石川県、山県市、兵庫県

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (15件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
307	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し	<p>「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数ごとに補助基準額が定められており、児童数20人を境に大きな開きがある。</p> <p>・よって、児童数20人以上の場合の補助基準額を基準としつつ、19人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が1～19の間に、実情に応じた新たな積算区分を設けるなど、激変が緩和されるよう交付要綱を見直すこと。(最も小規模となる児童クラブについては、現在、国において議論中の「職員配置基準の見直し」とあわせ解決を図る。)</p> <p>・補助基準額の積算根拠を明示すること。</p> <p><参考> 児童数19人の場合:2,797,000円 児童数20人の場合:3,906,000円 (19人の積算には、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」559,000円を含む)</p>	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」中、別紙「放課後児童健全育成事業」	内閣府、厚生労働省	旭川市、花巻市、福島県、ひたちなか市、上越市、山梨市、名古屋市、田原市、八尾市、山口県、高知県、北九州市、筑後市、松浦市、沖縄県
310	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「り災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	内閣府告示第228号第4条	内閣府	ひたちなか市、山梨市、田原市、北九州市、宮崎市
313	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	内閣府	山梨市、防府市、北九州市、宮崎市
318	江府町	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護報酬における中山間地域等における小規模事業所加算の加算要件の見直し	山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を勘案し、小規模事業所以外にも適用できるよう、加算要件の見直しを求めるもの	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	厚生労働省	田原市、出雲市

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
5	川口市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証の使い直し等への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義がある各医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	【根拠法令】健康保険法施行規則第53条 及び 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条 【支障事例】 現行法規上は被保険者証の提示のみで保険診療が受けられることとなっているが、これでは被保険者証の使い回し事例を想定した場合、写真による本人確認ができないなど、十分なとも言えず、現在、例えば被保険者証の記載事項と患者の見た目に明らかな差異があるといったような場合には任意で身分証等の提示をお願いしているところである。加えて、在留外国人の本人確認が容易ではないことも想定できるところであり、他人の被保険者証の提示を受けて診療をした場合、血液型やアレルギー等の情報を取り違え、重大な医療事故につながる可能性もないとはいえず、これを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、閣議決定に従って、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば、ある程度支障事例は解決するものと思料する。	健康保険法施行規則第53条 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	厚生労働省	須賀川市、埼玉県	提案団体に支障事例を確認したところ、在留外国人の本人確認が容易ではないことが想定される程度のものであった。この支障については、今後、閣議決定に基づくマイナンバーカードを健康保険証として利用する取り組みが進めば、解決していくものと思われ、提案団体も同様の考えであったため。
22	尼崎市	B 地方に対する規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能とさせていただきたい。(249字)	【支障事例】 子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今後、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	内閣官房、総務省、文部科学省	足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市	個人の所得状況を本人の同意なく自治体が利用する目的が政策分析に限られており、具体的な支障が不十分であるため。
27	愛媛県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、西万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	A 権限移譲	医療・福祉	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	現在、児童福祉法第32条第2項の規定により、福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与する。	・婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談や、児童相談所における児童虐待相談は、近年、高水準で推移している。 ・母子生活支援施設の入所世帯について、DV被害者が全体の半数以上を占めていることや、相談件数の状況からも母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、近年、入所世帯数は減少傾向にある。 ・これは、DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると思われる。	児童福祉法第32条第2項	厚生労働省	盛岡市、山形市、福井市、山梨県、田原市、城陽市、大阪府、兵庫県、出雲市、大分県	現行においても、都道府県・指定都市・中核市・一般市・福祉事務所を設置する町村において、自治体内の委任規定(地方自治法第153条)により当該事務を婦人相談所に委任し、実施することは可能。法令で明確に規定しなければ対応できない旨の理由等がある場合、検討を行っていくこととする。
30	千葉市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護問答集について、「法63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い」の見直し	「生活保護問答集について」の間13-21の事務取扱いにおいて、交通事故による保険金を大事に消費している者と、保険金を申告せず全て消費し生活保護を不正受給した者と比較すると、結果的に不正受給をしている者が得をしている支障が生じている。 本取扱いについて、生活保護法78条(徴収金)の適用期間を保険金受領発覚時までではなく、以後支給する生活保護費も適用対象とし、生活保護法63条(返還金)の適用分を除く全ての保険金に係る生活保護費についても徴収金適用できるように、取扱いの見直しを求める。	生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-21では、被保護者が保険金を受領し、保険金収入を申告せず全額消費した場合、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用し、次に資力の発生時から保険金受領時までの保護費については法第63条を適用し、なお残余があれば収入認定を行う。」とある。 当取扱いでは、被保護者が得た収入を申告せずに短期間に全額消費し、受領から発覚時までの期間が短い場合は支弁済み保護費が少額で、法第78条による徴収対象金額も少額となる。また、その後の対応として、法第63条を適用した後の残余額により概ね6か月以上保護を要しない状態が継続すると判断した場合、実施要領に基づき、生活保護を廃止する。しかし、被保護者が実際に受領した保険金を全額消費していた場合、再受給申請があった際に要保護性有とされれば、廃止後間もなく再受給となる。 一方、受領した保険金を適正に消費し、適正期間生活保護を受給せず生活している者と、不正受給した者として、後者が得をしている状況が結果的に容認される。 当取扱いについて、平成26年に厚生労働省保護課へ見解を確認し「収入認定できない場合、保護を継続したまま、以降の支給保護費に対し、後に法第78条による費用徴収を決定しても問題ない」との回答を得た。しかし、当見解は問13-21による保険金受領発覚時までの期間のみ法第78条を適用するとの内容に矛盾する旨の再質問に対し回答が得られていない。 厚生労働省の見解のとおりであれば、法第78条の適用期間を問13-21の「発覚時」までとする取扱いの変更を要するため見直しを求める。	○生活保護法第63条、第78条 ○「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付)厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡	厚生労働省	ひたちなか市、福井市、多治見市、豊田市、岡山市	厚生労働省への見解確認が未了であるため、支障が明確に示されておらず、本提案の検討が困難である。そのため見解を確認した上で、それを踏まえた支障事例及び制度改正などの対応策の具体化が必要である。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
42	徳島県、京都府、 京都市、兵庫県、 神戸市、和歌山 県、愛媛県、高知 県	B 地方に 対する規制 緩和	産業振興	水素ステーションに係 る都道府県知事等 による保安検査方法 の緩和	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法を緩和し、水素ステーションの維持管理コスト軽減を図ることを求める。	【制度改正の内容】 水素ステーションの保安検査内容について、維持管理コストの軽減を図るため、既に学会その他の民間団体による設備の実態等に即した保安検査方法が指定されている。天然ガススタンドと同程度のものとして取り扱うこと。 【具体的な支障事例】 水素ステーションは年1回の保安検査で30日程度の休業が必要であり、FCVユーザーはその間、自動車を利用できないという極めて不便な状況に陥っている。また、検査費用もかさみ、水素ステーションの維持管理コストを押し上げている。	高圧ガス保安法第35条	経済産業省	いわき市、川崎市、富山県、福井県、山口県、沖縄県	規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において、「水素スタンドに設置する高圧ガス施設について、事業者の負担軽減の観点から、業界団体等の保安検査方法を基に、保安検査の方法を定める告示(平成17年経済産業省告示第84号)に追加することを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。」(平成30年度まで)、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置)こととされており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項に関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述が必要。
43	徳島県、滋賀県、 京都市、京都市、 兵庫県、愛媛県、 高知県	A 権限移 譲	土地利用 (農地除く)	保安林に関する事務 の権限移譲	林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	国有林と民有林が混在する区域(河川の氾濫防止を目的とした水害防備保安林等)において、公共事業(築堤等)の完了に伴い法第26条の2第1項により保安林を解除しようとする場合、権限が農林水産大臣と都道府県知事に重複することになり、事務が複雑となる。 国道の新設や改良で保安林の解除が必要な場合(公益上の理由)で、かつ県知事権限で解除可能なケースであっても、用地買収並びに(分筆登記して国(国土交通省)の所有物となった後は、林野庁が管理する国有林で無いにもかかわらず、当該保安林の解除が農林水産大臣(林野庁)権限とされている。本来権限委譲等がなされている保安林そのものには何ら変わりがないことから、是正を強く求めたい。 公共事業の道路工事において、国土交通省が所有する保安林を解除しようとする場合、保安林の種類や重要流域にかかわらず農林水産大臣の承認を必要とするため、権限移譲により保安林解除事務の効率化及び迅速化が図られる。	森林法第26条、第26条の2	農林水産省	岩手県、宮城県、栃木県、千葉県、新潟県	平成26年の提案募集において同様の提案があり、平成26年対応方針では、「国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。」とされている。新たな状況変化等を示すことが必要。
44	徳島県、滋賀県、 京都市、兵庫県、 鳥取県、高知県	A 権限移 譲	土地利用 (農地除く)	保安林に関する事務 の権限移譲	公益上の理由により必要が生じたときに保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	道路の開設・改良をはじめとする公共事業は各種法令等に則して行われ、保安林機能の維持・強化に資することも多いにも関わらず、重要流域であるか否かによって解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に区別されており、行政の一体性が損なわれている。	森林法第26条、第26条の2	農林水産省	栃木県、長野県	平成26年の提案募集において同様の提案があり、平成26年対応方針では、「国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」との方向性が示されているため、新たな状況変化等を示すことが必要。
45	九州地方知事会、 徳島県	B 地方に 対する規制 緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送 の実施主体の追加	市町村やNPO等による自主運行も困難な地域において、地域の公共交通会議で認められた場合には、地域住民の移動手段のために社会貢献的な活動として輸送サービスを行う商工事業者や、観光客の円滑な移動のために輸送サービスを行う旅館事業者等の民間事業者を自家用有償旅客運送の実施主体に加える。	【支障事例】 昨年、路線バスのドライバー不足は深刻であり、路線バス事業者による労働環境改善に向けたダイヤの見直し・運行本数の減便等が実施されているところ。 また、路線バス事業者から利用者の減少による路線廃止の申し出があった地域において、地元自治体が赤字補填による路線維持を求めたところ、ドライバー不足のため、断られた事例もある。このように、人材不足が顕在化の中で、地元自治体は、限られた人的・物的資源の有効活用を図るため、交通事業者以外の主体による輸送サービスの活用を検討する必要がある。その有効な手段として、「自家用有償旅客制度」が考えられるが、事業主体が施行規則48条に限定列挙されており、全く活用できない制度となっている。 【懸念の解消策】 国交省は、「自家用有償旅客制度は運送業が成り立たない地域において例外的に認められるものであることから、非営利団体に限っている」としているが、自家用有償運送の制度において、その対価は実費の範囲内とされており、営利を追求できるものではないため、主体を非営利団体に限る必要はないと考える。また、法人格の違い(営利、非営利)によって、輸送の質が変わることにはならないと考える。 そこで、輸送サービスそのものによる利益を目的とせず、社会貢献活動としての位置づけで輸送サービスを行う民間企業については、自家用有償運送の申請主体とすることを求めるもの。 なお、自家用有償旅客制度の実施主体の登録にあたっては、各関係者が構成員となる公共交通会議等における合意が必要となるため、一定の正当性も担保できると考える。	道路運送法第78条 道路運送法施行規則 第48条	国土交通省	宮城県、山梨市、島田市、南伊豆町、京都市、兵庫県、鳴門市、神山市、愛媛県	平成28年の提案募集において同様の提案があり、国土交通省は、「自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。」、「平成27年4月より、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても自家用有償旅客運送の実施主体となることが可能。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
46	徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、美波町、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	地方と都市の学校を自由に行き来できる「デュアルスクール」制度の創設	地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなす。	テレワークを活用し、都市部と地方を行き来する新しい働き方や「二地域居住」を行う家庭が増えているが、子供の教育が制約となることがある。新たな働き方やライフスタイルに対応した「新しい学校のかたち」の創設を徳島発政策提言において要望する中、昨年文部科学省から「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」(通知)が出され、区域外就学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなったが、転出入の度に除籍と指導要録の作成を繰り返すなど、まだなお、転校事務を行う教員の負担や二校間の事務の非効率が生じている。	学校教育法施行規則	文部科学省	福島県、塩尻市、南伊豆町、松茂町	区域外就学を活用した学校間異動の度に発生する事務手続き等について、現行制度における支障事例や求める措置を具体的に示すことが必要。
62	京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	旅客運送と貨物運送の掛け持ちに係る対象地域の拡大	道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについて、人口3万人未満の過疎地域である場合に限り、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされた基準の適用を、合併前の旧市町村単位とすること。	【現状】 道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについては、国土交通大臣の許可基準が平成29年8月31日に公示され、平成29年9月1日以降は、許可の対象地域が、①過疎自立対策特別措置法で定められた過疎地域又はみなし過疎地域であって、②人口3万人未満の地域である場合に限り、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされたところである。 京都府内では合併前は過疎地域であり、かつ人口3万人未満であった旧丹後町、旧久美浜町(現京丹後市)、旧日吉町、旧美山町(現南丹市)は、合併後全域が過疎地域、みなし過疎地域となったが、人口3万人を超えているため、貨物混載が可能な区域として示されている現在の要件を満たさず、対象地域外となっている。 【懸念の解消策】 当該地域は、等細なタクシー事業者しか存在しない、又はタクシー事業者がいない地域であり、タクシー事業者による貨物運送、トラック運送事業者による旅客運送が可能になることで移動手段の確保の観点や人材の有効活用の面からも地域の活性化につながるものと考えられる。 (本府の状況) ※①②の要件を満たす京都府内の地域は、京都市旧京北町、福知山市旧三和町・旧夜久野町・旧大江町(福知山市は、旧町単位でみなし過疎の指定がされている。)、宮津市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町	道路運送法第4条 貨物自動車運送事業法第3条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国土安第97号 国土自第128号 国土自第64号)	国土交通省	宮城県、愛媛県、宮崎市	平成29年対応方針を踏まえ、関係府省において検討中。 平成29年対応方針では、「一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見を踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされているところ。
72	愛知県	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	防災行政用無線の「伝搬障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し	防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高45m以上であること。」を見直す。	【支障事例】 愛知県と県内市町村等と結び、各種防災情報システムの通信基盤となっている防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上高99m)による電波遮蔽のため、平成28年8月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成29年6月補正予算に195,434千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。	・電波法第102条の2から第102条の7 ・電波法関係審査基準第40条及び第41条	総務省	静岡県、岡山市、広島県、愛媛県	提案内容では支障解消されないことが明白であるため。 伝搬障害防止区域の申請は電波の地上高45m以上の区域が対象であるが、電波高さの要件を撤廃しても、建物高さの31mが現状のままでは支障は解決されない。検討するのであれば防災の観点、民間の経済活動を保証する観点から電波の高さと建物の高さ制限を総合的に検討することが必要であるため。
79	神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、開成町、湯河原町、山梨県	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	現在、民間人材の活用方法としては、地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律に基づく任期付職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付職員採用選考において、7件の選考で、応募者、適任者がいない等の理由により、最終的な採用にまで至っていない。 このような場合に、民間企業における雇用関係を維持した上で、官民交流を行うことが可能であれば、専門的な知識経験が必要とされる行政課題への対応に有用な民間人材の活用が図れたものと考えられる。 なお、同法に基づく採用は、同法第3条及び第4条に規定される一定の条件に該当する場合に限定して行っているものであるとともに、その身分保障は不安定とならざるを得ない。 また、本県では、同法に基づく採用の他に、民間企業との間で、研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲に留まらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。	地方公務員法第17条、第18条 (国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	総務省	郡山市、千葉市、鳥田市、大村市、熊本県、宮崎市	平成26年の提案募集において議論済みであるため。 総務省は、「民間企業の従業員を、その身分を保持したまま地方公務員として任用し、公務に従事させることについては可能である。」としている。新たな情勢変化や支障事例等を具体的に示すことが必要であるため。	

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
90	埼玉県、秩父市、所沢市、小川町	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	「犬」に対する二重規制の緩和	一部の動物取扱業者が二重規制を強いられている状況を解消するため、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること。	【現行制度】 化製場等に関する法律は、獣畜の肉、皮等を原料として肥料、皮革等を製造するために設けられた施設等に対し、公衆衛生の保全を目的とした規制を課している。 化製場等に関する法律第9条に基づく知事指定地区内の「動物の飼養又は収容の許可等」については、「犬」を扱うペットショップ等(動物取扱業者)も許可が必要となる場合がある。これは、化製場等に関する法律施行令により定められている許可が必要な動物に「犬」が含まれるからである。なお、他に許可が必要な動物は牛や馬などの家畜であり、一般的にペットショップ等で販売されている「猫」や「うさぎ」などは含まれない。 動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律により都道府県に登録等を行わなければならない。化製場等に関する法律と趣旨で規制が行われている。 【制度改正の必要性】 一部の動物取扱業者のみ二重規制を強いられている状況であることから、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求めるものである。 【懸念の解消策】 動物の愛護及び管理に関する法律には衛生面や生活環境の保全義務があり、化製場等に関する法律が目的とする公衆衛生の保全についても担保可能である。	化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第1条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条	厚生労働省、環境省	福島県、新潟市、大阪府、徳島県、高松市	提案団体以外の複数の地方公共団体において、化製場等に関する法律を適用し、劣悪な環境で多数の犬を飼育している者が摘発している事例がある。動物愛護管理法と二重規制であることもあって、化製場等に関する法律施行令から「犬」の規定を削除した場合、他の地方公共団体の業務に支障が生じるおそれがあり、制度改正の効果(デメリット)が明らかでない。
91	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、幸手市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の運用改善	都道府県が効果的に保健医療施策を展開するためには、医療ビッグデータであるレセプト情報・特定健診等情報データベース(以下、NDBとする)を活用することが大変重要である。都道府県がNDBデータをより利用しやすいため、添付書類の簡素化やセキュリティ制限の緩和など、運用の改善を図ること。また、既存のNDBオープンデータについては、二次医療圏ごとの区分でデータを公表するなどの見直しを行うこと。	【現行制度】 NDBデータの利用を希望する場合は、個別に国に申請を行う必要がある。申請時には具体的な集計イメージなど多岐にわたる書類添付が必要で、委託業者のサポートが不可欠であるなど、申請手続きが非常に煩雑である。 また、申請後に原則として有識者会議の審査が必要だが、データ提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までに1年程度の期間を要する場合もあると見込まれる。 提供データの取扱いは、施設可能な入室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末に限られるなど、要件が厳しく、専門の研究機関以外では遂行困難である。 なお、平成28年度から、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。しかし、公表項目が限られており、二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。この旨、厚生労働省の意見募集窓口へ要望している。 【制度改正の必要性】 本県では、各二次医療圏で疾患ごとの患者の数や動きを把握するため、活用を検討したが、利用のハードルが高く、迅速かつ効果的に県の政策に活用できないことから断念した。 ハードルの高さは平成23年度から6年間で都道府県の承認件数が7件のみであることも明らかである。 異次元の高齢化に向き合う地方にとってNDBデータの分析は不可欠であり、より簡便な形で利用可能となるよう運用を見直す必要がある。	高齢者の医療の確保に関する法律第16条、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第6条及び第7条、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	厚生労働省	福島県、石川県、山梨県、静岡県、大阪府、徳島県、高松市、福岡県、沖縄県	提案団体は、実際に利用申請を行ったことがないことに加え、現時点で、具体的なNDBデータを必要としている状況ではなく、また、NDBオープンデータに関する御意見・御要望の募集に対して要望を行い、その結果待ちの状況であって、現行制度の支障事例等の制度改正の必要性が具体的に示されていないため。
105	秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの基準の緩和	人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。	当県の所管する施設の事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事が10年未経過のため除却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。 また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修や修繕に交付金を活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な意思決定ができず、統廃合が進めにくい事例がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12月22日国住総第67号国土交通省住宅局長通知)	総務省、国土交通省	青森県、白河市、石岡市、厚木市、綾瀬市、魚沼市、山梨県、稲沢市、京都市、伊丹市、出雲市、大村市、宮崎市	現行規定においても、補助事業等の完了後10年を経過した補助対象財産を処分する場合等は、国庫納付を要しないこととなっている。また、補助対象財産を10年経過前に処分しなければならぬ具体的な支障事例が明確に示されていない。そのため、支障事例等を具体的に示すことが必要。
110	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任ケアマネジャーと定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(平成36年3月31日)とすること。	経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たせない者が最低94名いるため、主任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	厚生労働省	滝沢市、秋田市、米沢市、福島県、石岡市、ひたちなか市、埼玉県、千葉県、八王子市、相模原市、石川県、長野県、田原市、伊丹市、奈良県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、北九州市、宮崎市、沖縄県	主任介護支援専門員となるための研修の受講資格については、必ずしも5年以上の事務経験が必要ではない(研修の受講要件は、「～以下(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ～」とされており、5年以上の実務経験はこの(1)～(4)の要件の1つにすぎない。)ことから、他の要件を満たすことで支障事例の解決は図れるのではないが提案団体に確認したところ、大阪府では、要件の1つである「その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める」という要件を活用し、「常勤専従で5年」とされているところを「常勤で5年」と緩和するなど既に活用をおこなっているところである。 しかしながら、他の都道府県においては、「実務経験5年」という要件にとらわれずに要件を設定している県もあるため、大阪府において同様に要件緩和ができない支障事例を確認したが、示されなかったことから、具体的支障が示された場合に調整を行う案件として整理した。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
115	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、伊勢崎市、新潟県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化をする。	認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越をした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。 これまで同様の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、宮城県、いわき市、須賀川市、習志野市、柏市、横浜市、川崎市、福井県、山梨県、須賀市、山梨県、須賀市、田原市、草津市、大坂市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、和歌山市、岡山県、徳島県、徳島市、高松市、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎県、九州地方知事会	平成27・29年の提案募集において議論済み。 平成29年の対応方針では、「認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、書式の統一など一定の事務改善が図られているため、例年通りの支障だけでなく、新たな支障事例を示すことが必要。(例えば、全国知事会等の提案として調整していくことや、関係府省への要請対応と併せて提案を行っていくこと等が考えられる)
121	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求められているが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある。 専科指導を行う教員は、教員数措置上、担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、近隣の学校を訪問して学級担任をサポートする部分等は措置されない仕組みとなっており、地域全体の英語指導力の向上が図れない。 すべての小学校に英語専科指導教員が配置されるわけではない(H30は15名分が措置)ことから、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。また、市町村教育委員会は、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項 H29.12.22文科省初等中等教育局財務課長事務連絡「平成30年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出について」(別紙)小学校の英語教育の充実に対応する専門人材の教育定数措置について	文部科学省	北海道、青森県、仙台市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、埼玉県、横浜市、川崎市、相模原市、上越市、田原市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、玉野市、徳島県、香川県、福岡県、熊本市	現行制度においても、県費で英語専科教員を配置することは可能である。また、英語の教科化に向けた国の英語専科教員の加配が平成30年度からの開始であり、その取組も踏まえたうえで、提案団体から改めて支障事例等が示されることが必要。
123	岡山県、兵庫県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市町村主体の産業用地創出事業における4ha超農地転用手続の規制緩和	市町村が主体となり産業用地を創出する場合に、4ヘクタールを超える農地転用に係る国との協議を不要又は報告とする。	地方発展のエンジンとなる企業誘致は、時機を逃さないことが鉄則である中、現状では、4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発を行おうとした場合、自治事務である農振除外の段階から、事実上の国の関与が認められるとともに、国の担当者による見解の違いや人事異動のたびに話が繰返されるケースが散見されるなど、国との協議調整に多大な時間と手間を要している。また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができず、地域振興の多くの好機を喪失している。 一方、手続に不測かつ多大な時間を要する現状は、景気変化による売れ残りリスクを増加させる要因ともなっており、高速道路インターチェンジ周辺等に開発適地があっても、農地が存在する場合は手が付けられないのが実情である。市町村主体の産業用地開発事業の場合、一定の確実性・計画性等が確保されるとともに、農振除外・農地転用に当たって、都道府県の関与もあるため、国が懸念する虫食いの無秩序な開発の懸念は小さい。 農村産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、また、予め用地を用意し、積極的な企業誘致を行うケースについては対応ができないなど、地域の実情に応じて、自らの決断でまちづくりを進めようとする市町村にとって、4ヘクタールを超える農地転用の国の規制・関与が、大きな障壁となっている。	農地法附則第2項	農林水産省	岩手県、山形市、神奈川県、岐阜県、大田市、豊田市、奈良県、鳥取県、井原市、徳島県	平成26年の提案募集において同様の提案があり、平成26年対応方針では、「4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。」とされている。新たな状況変化等を示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
124	岡山県、兵庫県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	「農用地区域内」の農業生産基盤整備事業(線的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする。	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする。	土地改良事業完了後8年未経過の水路の受益地となっているため、「農用地区域内農地」からの除外ができず、当該地を転用することが困難な状況にある工業団地の拡張計画がある。 過去の提案募集に対する農水省の回答では、農村産業法及び地域未来投資促進法の活用を求められているが、いずれの法律を活用するにしても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含む場合、区域設定に当たって農村産業法では実施計画策定に当たって、地域未来投資促進法では基本計画策定に当たって、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められている。工業団地整備後、公募により立地事業者を決定する計画のため、団地整備着手前には事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。また、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、8年未経過の受益地について「農用地区域内農地」からの除外を可能としても、全体の事業効果に大きな影響を及ぼさないと考えられる。	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	岩手県、花巻市、山形市、神奈川県、滑川市、大垣市、奈良県	平成26年の提案募集において同様の提案があり、農林水産省は、「農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適当。」としている。 また、農林水産省は、「土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
125	岡山県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	【現状】 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。 【支障事例】 職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。 また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条 ・特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 ・要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	北海道、八戸市、福島県、所沢市、川崎市、平塚市、山梨県、多治見市、静岡県、浜松市、田原市、京都府、大阪府、泉大津市、島根県、玉野市、広島県、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、熊本市	特別支援教育就学奨励費における学用品・通学用品購入費等を支弁区分に応じて定額支給することについて、現行制度における支障事例や求める措置を具体的に示すことが必要。
126	福島県、新潟県	A 権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。 この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けることとなり、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。	児童福祉法第35条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	山梨県、徳島県、沖縄県	平成28年の提案の検討の際、全国知事会からは、「市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上った段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。」と回答され、全国市長会からは「市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。」と回答されており、権限の移譲元と先で見解が異なっていることから、慎重な検討が必要されているところ。また、第7次及び8次一括法において、指定都市・中核市へ権限移譲されているが、一般市への権限移譲については、新たな情勢変化等(一般市から権限移譲を求める声が出される)は示されていないことを踏まえ、引き続き情勢を見守る必要がある。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
127	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、習志野市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井県、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大府、大阪府、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山県、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県	平成27・29年の提案募集において議論済み。 平成29年の対応方針では、「認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、書式の統一など一定の事務改善が図られているため、例年通りの支障だけでなく、新たな支障事例を示すことが必要。(例えば、全国知事会等の提案として調整していくことや、関係府省への要請対応と併せて提案を行っていくこと等が考えられる)
128	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化すること。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	盛岡市、仙台市、福島市、いわき市、須賀川市、右衛門市、ひたちなか市、川口市、練馬区、川崎市、石川県、須坂市、山梨市、豊田市、大府、大阪府、兵庫県、神戸市、伊丹市、玉野市、山口県、山陽小野田市、徳島県、北九州市、松浦市、宮崎市、沖縄県	平成29年の提案「施設整備給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化」(管理番号215指定都市市長会提案)について、関係府省から、「施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。」等との回答が示されており、引き続き在職証明書の整理等について、平成30年中も議論していくこととされている。
131	鳥取県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直しを求める。 この基準については参酌基準と自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。」と規定されており、運営法人の代表者の要件が限定されている。 該当する研修等の開催回数が少ないこともあり、研修要件を満たしていない者の新規参入を遅らせる一因となっている。 なお、本提案は、平成29年の提案募集において提案したが、対応方針においては、代表者交代時の研修修了に一定の経過措置(6ヶ月間の猶予期間)が設けられることとなったのみであり、当県の求めていた「指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和」に対する対応としては不十分として、改めて従うべき基準の見直しを求めるもの。	○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第92条、第173条 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 ○「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について	厚生労働省	米沢市、田原市	平成29年提案募集において議論済みの案件(平成29年管理番号99)である。支障事例について変化が無いことから提案団体へ新たな支障事例は無いか確認を行ったが示されなかった。 また、審議会において「新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり代表交代時のような支障はない」と指摘されていることから、指摘に対する反論がないか確認を行ったがこちらも提案団体からはしめされなかった。 このようなことから、具体的支障が示された場合に調整を行う案件として整理した。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
132	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	救護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○施設長に経営能力が長けた者を採用したいが、現行基準から採用できない場合。 ○生活指導員になりたい者で、資格を持っていないがやる気があり、施設側としても職員を確保するために採用したい場合。 ○中山間地域の施設では人員の確保に支障を来す。 この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第5条	厚生労働省		救護施設等に配置する職員の資格要件について、現行制度の支障事例、制度改正による効果等の制度改正の必要性を具体的に示すことが必要であるため。
133	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	救護施設の設備の基準の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設の設備の基準の緩和	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○救護施設を建てるために確保できた土地が、想定する規模(受け入れ人数)と比べ小さく、確保できた土地に合わせて施設全体を小さくするためには係る基準が規制となる。 この基準について、自治体の実情により条例で最低基準として定めれば足りることから、参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第1号及び同条第5項第1号ロ	厚生労働省		救護施設の設備の基準について、現行制度の支障事例、制度改正による効果等の制度改正の必要性を具体的に示すことが必要であるため。
134	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	救護施設等の職員の配置の基準の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設等の職員の配置の基準の緩和	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○救護施設等の配置職員の種別および数が基準により定められているが、生活指導員の募集を行っても、人が集まらず、採用が0人であった場合。 ○特に、中山間地域の施設では人員の確保に支障を来す。 この基準には「生活指導員、介護職員及び看護士又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。」とあるが、生活指導員から准看護師まで複数の職種を通じて配置すれば良い規定とし、また参酌基準として自治体の判断に委ねるべきである。なお19条(更生施設)についても職員の配置基準の緩和を求める。	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第11条	厚生労働省		救護施設等の職員の配置の基準について、現行制度の支障事例、制度改正による効果等の制度改正の必要性を具体的に示すことが必要であるため。
135	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問看護に係る人員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている訪問看護に係る人員基準を「参酌すべき基準」参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	訪問看護に係る人員基準について、看護職員は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号	厚生労働省	米沢市、魚沼市、田原市	求める措置に対応した支障事例について、自治体や事業所において実際にどのような支障が生じたのか示すよう依頼したところであるが、提案団体から具体的な事例が示されなかったため、具体的な支障が示された場合に調整を行う案件として整理した。
136	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準について、看護職員(保健師、看護師、准看護師)は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。提案の実現により、自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項第4号	厚生労働省	米沢市、田原市	求める措置に対応した支障事例について、自治体や事業所において実際にどのような支障が生じたのか示すよう依頼したところであるが、提案団体から具体的な事例が示されなかったため、具体的な支障が示された場合に調整を行う案件として整理した。
137	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件について、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること定められているが、こうした専門職の人員確保が困難であること、また、事業所において看護職員等と連携がとれる体制が整備されれば、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。提案の実現により、自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第2項	厚生労働省	米沢市、田原市	求める措置に対応した支障事例について、自治体や事業所において実際にどのような支障が生じたのか示すよう依頼したところであるが、提案団体から具体的な事例が示されなかったため、具体的な支障が示された場合に調整を行う案件として整理した。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
138	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域密着型通所介護に係る生活相談員の専任要件の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型通所介護に係る生活相談員の専任要件を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型通所介護に係る生活相談員について、専任であることが要件として定められているが、利用者が少数の場合等、事業所の職員配置、利用状況等によっては、兼任を認めても支障のない事例もあると思われる。 生活相談員のサービス提供時間帯を通して1名以上配置は、利用定員が少ない小規模な通所介護である地域密着型通所介護では、特に利用者が少ない曜日には人員基準上厳しいものとなっている。 サービス提供時間帯を通しての配置を要しないことや、介護職員等の職種との兼務を可とする等の基準の緩和を行ってほしい。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項第1号	厚生労働省	米沢市、ひたちなか市、田原市	求める措置に対応した支障事例について、自治体や事業所において実際にどのような支障が生じたのか示すよう依頼したところであるが、提案団体から具体的な事例が示されなかったため、具体的な支障が示された場合に調整を行う案件として整理した。
139	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準について、施設ごとに1日当たり3人以下と定められているが、事業所(居室等)の規模、職員配置、利用状況等によっては、4人以上利用しても支障のない事例もあると思われる。 提案の実現により、自治体の判断に委ねる地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項	厚生労働省	米沢市、田原市	求める措置に対応した支障事例について、自治体や事業所において実際にどのような支障が生じたのか示すよう依頼したところであるが、提案団体から具体的な事例が示されなかったため、具体的な支障が示された場合に調整を行う案件として整理した。
140	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では第2種助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターについて、従うべき基準が定められている。 現在、児童養護施設等では保育士等の確保が困難な状況であり、資格要件が支障となっているため、参酌基準とすることにより、自治体の判断に委ねる地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設設備及び運営に関する基準第1条第1項1号	厚生労働省	福島県、松戸市、山形市、静岡県、大崎市、兵庫県、徳島県、新居浜市、宮崎市	H26の提案「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。」について、関係庁からは対応不可の回答が示されており、児童福祉施設に係る人員基準を一括りに捉え、参酌化を求める今回の提案について、個別具体的な支障や制度改正による効果が明確に示されていない。今後、個別施設毎の人員基準について、人員別の支障や事例を踏まえて、具体的な支障があれば検討を行っていく。
141	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設について従うべき基準が定められている。 提案の実現により、自治体の判断に委ねる地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	児童福祉法第45条第2項第2号、児童福祉施設設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号	厚生労働省	須坂市、山形市、静岡県、大崎市、兵庫県、徳島県、宮崎市	H26の提案「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。」について、関係庁からは対応不可の回答が示されており、児童福祉施設に係る人員基準を一括りに捉え、参酌化を求める今回の提案について、個別具体的な支障や制度改正による効果が明確に示されていない。今後、個別施設毎の基準について、施設の面積等の事例を踏まえて、具体的な支障があれば検討を行っていく。
142	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の配置基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の配置基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	・福祉型児童発達支援センター(児童40人以下を通わせる施設を除く)においては、栄養士を配置することが、調理業務の委託の有無にかかわらず従うべき基準として定められている。 ・調理業務を外部委託するような場合、業務を総括・指揮するため例外なく当該受託事業者の責任において栄養士を配置しているのが現状である。 提案の実現により、自治体の判断に委ねる地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設設備及び運営に関する基準昭和23年12月29日厚生省令第63号)第63条	厚生労働省	江戸川区	栄養士の配置基準について個別具体的な支障や制度改正による効果が明確に示されていない。栄養士が不足していること等の事例はあるが、例外なく人員配置基準を満たしているため、基準は参酌化でも良いというための論点補強等、支障や事例を踏まえて、具体的な内容があれば引き続き検討を行っていく。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
145	奈良県	A 権限移譲	医療・福祉	地域別診療報酬の活用のための条件整備	高齢者の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」について、その積極的な活用に向け、都道府県の判断に資する具体的なメニューを早期に示していただきたい。 また、法第13条に基づく都道府県の「診療報酬に係る意見の提出」について、国の診療報酬改定のスケジュールにあわせた具体的な手続を示すとともに、医療費適正化計画期間中であっても、都道府県が必要に応じて法第12条に基づく「実績評価」及び法第13条に基づく診療報酬に係る意見の提出が行えるよう規定の改正を行っていただきたい。	平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化に伴い、都道府県は、受益(医療費)と負担(国保保険料)の両方の責任主体となり、それらを総合的にマネジメントする立場となった。 本県においては、平成30年度から「第3期奈良県医療費適正化計画」において設定した医療費目標を達成するため、医療費適正化の取組を進めており、当該目標と整合的に国保保険料を設定している。当該医療費目標が達成されない場合には、国保保険料の更なる引上げを回避し得る水準まで「診療報酬の特例」いわゆる地域別診療報酬を活用することについても検討を行う必要がある。しかし、その活用については、具体的なメニュー(医療費目標が達成できない場合の単価引下げ、病床削減が進まない場合の点数引下げ等)の提示など、都道府県の判断に資する国の検討が進んでいない。 また現行規定では、医療費適正化計画の期間終了翌年度に県が実績評価を行い、厚生労働大臣に意見を提出し、これに基づいて「診療報酬の特例」についての判断を行うこととされており、医療費適正化計画期間中に医療費が増加した場合の適時・適切な対応ができない。 これらのため、現状では、都道府県が実効ある形で住民負担の増加の抑制を図ることができない。	高齢者の医療の確保に関する法律第12条、第13条及び第14条	厚生労働省		提案団体としては、設定した目標が達成されない場合に備えて法改正等を望むものであるところ、実際に活用する可能性は現時点で明らかにはできないものではなく、また、法改正を求める提案部分の具体的内容については厚生労働省に検討を求める、とのことであり、改正の必要性が十分に示されていないため。
148	長野県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大	小学校の教科「外国語(英語等)」については、特別非常勤講師の教授可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。	・新学習指導要領により、2020年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研究や教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。 ・また、本県では単級の山間地小規模校が多く、全小学校への英語の専科教員の配置が困難である。 ・そこで、英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用したいが、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。 ・このため、英語力・指導力不足と多忙化が問題視されている教員の抜本的な負担軽減につながらない。	教育職員免許法第3条の2一号	文部科学省	福島県、川崎市、相模原市	現行制度においても、特別免許状等を活用し、英語に関する専門的知識やスキルを持った人材を配置することは可能であり、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。
151	長野県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許失効後の一定期間における救済措置	運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を救済措置期間とする。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。しかし、免許状の有効期間や延期申請の扱いに大きな違いがあるなど、制度が複雑なため混同する者が多く、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1~6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) 免許が失効すると、現職教員は失職する。失職は教員本人の生活の糧を奪うだけでなく、生徒や学校、教育委員会にも多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	福島県、新潟県、富山県、山梨県、多治見市、田原市、京都府、泉大津市、玉野市、徳島県、香川県、高知県、北九州市、熊本市	現行制度においても、教員免許失効後に特別免許状等の活用により、雇用・救済することは可能であり、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。
152	長野県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	一定の教員実務経験がある60歳以上の者の教員免許更新制の適用除外	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用対象外とする。	現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、好景気のため、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないと、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となっている。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	旭川市、福島県、須賀川市、横浜府、福井県、多治見市、静岡県、京都府、大阪府、泉大津市、徳島県、香川県、松山市、高知県、北九州市、熊本市	現行制度においても、特別免許状等の活用により、雇用することは可能である。また、更新講習の目的が、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものであることから、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
155	長野県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法第124条中、「他の法律に特別の規定があるものを除く」から職業能力開発短期大学校を除外し、修了者の大学への編入学を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> 大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学校、高等専門学校校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業生を対象に認められているが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。 平成26年9月1日付けの単位認定実施の制度改革通知により、大学において職業能力開発短期大学校での学修について60単位まで認定が可能となった。 しかし、単位認定とは、職業能力開発短期大学校の卒業生が大学に進学する場合、既習得単位として認められるものである。これでは、入学試験の準備、2年の就業期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという学修年限の長さ、学費等、編入学に比べて学生の負担が大きく、利用実績の増加は見込めない。 本県の工科短期大学校(2校)では、240人の定員に対して博士13名・修士6名を含む6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施し、実習等で使用する機器類も工学系大学と遜色ない設備を導入している。また、専門学校から大学への編入学基準(2年間1,700時間)を上回る授業時間(2,808時間)を確保しており、大学への編入学に値するカリキュラムを備えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法第124条(他類型の学校から大学への編入学については、第108条第7項、第124条、第132条等) 平成26年9月1日付け26文科高421号文部科学省高等教育局長通知 	文部科学省	神奈川県、静岡県	「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」(平成29年9月27日構造改革特別区域推進本部決定)において、関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項として整理され、その見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないものであるため。
158	三豊市	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	自然公園法施行規則における第二種特別地域での行為の許可基準の緩和	災害発生等の緊急時に市民の安全を確保するために、デジタル防災行政無線設備を整備する場合については、通常の許可基準に特例を認め、必要最低限の設備については許可されるよう基準の緩和を求める。	<p>自然公園法第20条第3項により、国立公園内において一般建築物の新築を行う場合には環境大臣の許可を受けることとなり、同条第4項には環境省令で定める基準に適合しない場合には許可をしないこととなっている。</p> <p>本市ではデジタル防災行政無線設備の整備事業としてアンテナの設置を検討しているが、本市の地域の特性上地形は南北に長く、半島及び島嶼部もあるために基地局(中継局)を標高の高い場所に設置し、かつ3箇所整備しなければ市内全域を網羅することができず、本市においては第二種特別地域以外に適当な建設予定地がない。</p> <p>しかし、上記地域に設置しようとする場合、自然公園法第20条第3項により、環境大臣の許可が必要となるが、その許可基準では建築物の地上部分の最高部が13m以下と定められているため、周辺の地形等を考慮し有効なアンテナ設置位置を計画したが、上記基準を遵守することができないために、省令の基準内である13m以内に計画変更した。計画変更により、今回は代替地の標高が当初予定地より高い場所であったために問題はなかったが、低い場合は通信機能に支障が生じる恐れがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法第20条第3項、同条第4項及び自然公園法施行規則第11条第2項 	環境省	山県市、広島県、愛媛県	提案団体においてはデジタル防災行政無線設備の整備が既に完了しており、今後防災行政無線設備の設置予定も無く、設置について環境省令で定める基準により支障をきたすといった具体的な支障が示されていない。そのため、新たな支障等を具体的に示すことが必要。
164	横浜市	A 権限移譲	医療・福祉	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、指定都市に移譲すること。	<p>横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。</p> <p>しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療計画は都道府県が定めるとされており、指定都市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、指定都市の実情を踏まえた会議運営や地域との連携への対応が行えない。 <p>このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組めるよう、</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療計画の策定等に係る権限の都道府県から指定都市への移譲 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限の指定都市への移譲 <p>を行っていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16 	厚生労働省	神戸市	平成26年の提案募集において議論済み。厚生労働省は、「全国知事会や全国市長会・全国町村会の合意が得られていない中では、権限を移譲することはできない。」としており、まずは地方側において意見の調整が必要。
165	横浜市	A 権限移譲	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築	地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築すること。	<p>団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築に取り組む中、横浜市では、約3,300床の病床、特に回復期・慢性期病床の確保が必要になることが見込まれている。</p> <p>横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域とは医療需要の動向が大きく異なっている。また、既に県からの権限移譲を受けて病院の開設許可や病床整備事前協議の手続きを行い、市域の医療課題や医療提供体制の動向を把握しているほか、高度な医療機能を有する地域中核病院の市内6方面別での整備、救急医療提供体制の整備、在宅医療拠点の全18区設置など、効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している実績もある。</p> <p>しかしながら、地域医療介護総合確保基金については、県が策定した事業計画に基づき市町村等に交付されており、神奈川県全体の配分額が不十分な上、慢性期病床整備に関する横浜市の事業提案が認められないなど、将来的な課題解決のために横浜市が主体的に活用できていない。</p> <p>地域特性に応じて主体的に施策を推進できるよう、県からの税源配分を伴う形での指定都市への基金設置、又は、基金への指定都市配分枠の設定などにより、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療介護総合確保促進法第4条、第5条 	厚生労働省	名古屋市長、神戸市長	全国知事会や全国市長会・全国町村会の合意が得られておらず、地方側において意見の調整が必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
168	兵庫県、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、徳島県	A 権限移譲	運輸・交通	自家用自動車で行う高齢者移送ボランティア活動で収受可能な経費の範囲の緩和及び自家用有償運送登録要件の設定権限の都道府県知事への移譲	交通不便地または交通空白地において、市の認める高齢者移送ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、自家用有償運送の登録を受けずに収受できる経費の範囲を緩和すること。あわせて、交通不便地または交通空白地における自家用有償運送事業の要件の設定権限を都道府県知事に移譲すること。	【現状】 自家用自動車は原則として有償の運送の用に供してはならず、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送などの国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において許可を要しないのは、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合に限定され、運送による反対給付があるものは、たとえ少額でも自家用有償運送の登録が必要とされている。 【支障事例】 地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。しかし、ガソリン代、道路使用料、駐車場代以外の金銭の収受が認められていない現状では、地域ボランティアに個人負担が生じることから担い手確保が困難になったり、利用者が無償でサービスを受けることに抵抗を感じたりしており、導入、継続が厳しい状況となっている。一方、自家用有償運送の登録にかかる手続きや日常の運行管理は、地縁団体等にとって煩雑であり、意欲があっても導入に至らない。 【川西市】小規模な自治会(350世帯)から相談が寄せられているものの、金銭面の課題があり実施には至っていない。 【三田市】無償でボランティアを受けることに抵抗のある高齢者が遠慮なく利用できるように利用料(100円)を収受し、謝礼としてボランティアに給付しようとしたところ、道路運送法上の反対給付にあたるとして、自家用有償運送の登録を求められ実現に至らなかった。	・道路運送法第78条、第79条 ・平成30年3月30日付国土交通省自動車局旅客課長通知(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の様態について)	国土交通省	石岡市、上越市、京都市	平成28年の提案募集において同様の提案があり、国土交通省は、「自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。」、「平成27年4月より、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても自家用有償旅客運送の実施主体となることが可能としたことから提案にあるような地域のボランティア団体についても、現行制度においても運営協議会等での合意を得られれば、自家用有償旅客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の収受を行うことができる。」としている。新たな状況変化等を示すことが必要。
171	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	定期借地権を利用した未利用国有地の賃付方法の見直し	定期借地権を利用した未利用国有地の賃付において、賃付料希望受付時に適正な時間に基づく賃付料の参考価格を示すこと。	平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合には、賃付料が50%減額(10年間)されることとなった。 賃付料は、賃付相手方決定後に国が鑑定評価を行って決まるが、賃付希望時には賃付料の参考価格が示されないため、事業者が収支を見込むことが困難となり、事業参加の支障になっている。	・平成27年12月21日付財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	財務省	中野区、横浜市、川崎市、尼崎市	提案内容のとおり予定価格を示すためには、実際には賃付をしない土地も含めて土地の評価をすることになる。提案団体に支障事例や制度改正による効果等を確認したところ、制度改正の必要性が明らかではなかったため。
172	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、香美町、鳥取県、兵庫県町村会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合等の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合等に、特別徴収の要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	【現状】 後期高齢者医療制度における年金からの特別徴収では、前年度10月から2月に特別徴収されていた者について、当該年度の5月末までの間に年金が支給されるときは、市町は特別徴収により徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の変動等に伴い年間保険料が減少する場合、年度途中で過徴収となった保険料を調整するために、10月から2月の間の特別徴収額を0円に設定せざるを得なくなることで、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】 一度特別徴収となった年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることの理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。 保険料額の還付に伴い特別徴収が中止されてしまう場合において、特別徴収対象者の要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たせば、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として翌年度当初から特別徴収を継続できるようにすること。	・高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条 ・介護保険法第134条～140条	厚生労働省	留萌市、須賀川市、小たなか市、那珂市、埼玉県、那珂市、中野区、八王子市、川崎市、寒川町、新潟県、多治見市、三島市、瀬戸市、津島市、豊田市、芦屋市、伊丹市、斑鳩町、出雲市、玉野市、山陽小野田市、高松市、宇和島市、嘉麻市、熊本市、宮崎市、那覇市	現行制度で、一定数は口座振替の方法により徴収方法の切り替えを回避している上、既に高い収納率であることから提案の内容の効果も明確ではなく、制度改正の必要性が具体的に示されていないものであるため。
173	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る長時間開所加算の要件を、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。	【現状】 平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚生労働省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の7.3%である。 【支障事例】 本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くを終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベッタウンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に取り組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の指導員の待遇を見直したいという地域があるが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。	子ども子育て支援交付金交付要綱別紙 放課後児童健全育成事業 1(1)エ	厚生労働省	酒田市、上越市、京都府、門真市、山口県、高知県、沖縄県	平成29年提案である「放課後児童クラブの長時間開所加算について、平日1日6時間超という現行基準を平日1日5時間超に要件緩和」と同内容の提案であり、既に対応不可として関係省庁から回答を得ているため、新たな情勢の変化や支障事例が示された場合に、改めて調整していくこととする。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
174	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件を、3時間を超えて開設する施設に緩和	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開所時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	【現状】 放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件とされており、長時間開所する場合には限られている。 【支障事例】 放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な有資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。 洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は37人となっているが、週休日の代替職員の確保や障害を持つ児童への対応の必要性等を勘案すると充分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を満たそうとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなるため断念した。	・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項	厚生労働省	京都府、八尾市、高知県、沖縄県	平成29年提案である「放課後児童支援員等処遇改善等事業の『平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること』という要件を、放課後児童クラブの原則開所時間である『3時間を超えて』に緩和すること。」と同内容の提案であり、既に対応不可として関係省庁から回答を得ているため、新たな情勢の変化や支障事例が示された場合に、改めて調整していくこととする。
176	兵庫県、滋賀県、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費は、応援職員も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与・食品の供給、埋葬等と定められており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 【支障事例】 発災後、迅速に行わなければならない応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書が必要不可欠であるが、「家屋被害認定調査」及び「罹災証明書の発行」業務に要する費用は、応援職員も含めて災害救助費の対象外となっている。 今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいことから、被災地応援に二の足を踏むこととなり、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査、罹災証明発行等業務に延べ1,610人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	内閣府	ひたちなか市、八王子市、山梨県、浜松市、豊田市、田原市、堺市、千早赤阪村、奈良県、大村市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市、九州地方知事会	平成29年の提案募集において議論済み。内閣府は、「家屋被害認定調査については、災害対策基本法に基づき本来的に市町村が行うべき事務となっており、また、罹災証明発行業務については、応急救助とは別に各種制度による支援のための証明書として多岐にわたり活用されることから、災害直後に応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることという災害救助法の目的に照らして、災害救助費の対象とすることは困難」としている。
177	兵庫県、京都市、神戸市、上郡町、和歌山県、鳥取県、兵庫県町村会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	国民健康保険料(税)還付加算金の始期の見直し	国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日を、所得税の還付申告等がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日に見直すこと。	【現状】 国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日は、還付原因にかかわらず、全ての場合において、納付日の翌日を起算日として計算される。 一方、個人住民税及び個人事業税については、還付申告に基づき減額があった場合は、還付加算金の起算日が「所得税の還付申告書の提出がされた日の翌日から1月を経過する日の翌日」となっている。 【支障事例】 ①所得税の更正、②所得税の申告書の提出、③資格喪失届出提出等、地方公共団体に帰責事由がない理由に基因して、国民健康保険料(税)の還付が発生した場合でも、所得税や個人住民税と異なり、地方税法第17条の4第1項第1号が適用され、納付・納入の日の翌日が還付加算金の始期となる。そのため、市町村において還付加算金起算日の適用誤りが見られる。 また、個人からの還付申告等の提出が遅れるほど、還付加算金も多額になり、適正な時期に申告する者との不公平が生じているほか、市町は帰責性がないにもかかわらず、個人住民税と比べて多くの還付加算金の負担を強いられている。 【県内市町の還付加算金実績(国保税(料))】※平成28年度実績(神戸市除く県内40市町) ・所得税の更正、申告に伴う減額：507千円 ・資格喪失届の遅延に伴う減額：1,712千円	・地方税法第17条の4第1項第1号、第3号	総務省、厚生労働省	平内町、花巻市、須賀川市、ひたちなか市、船橋市、川崎市、瀬戸市、豊田市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、川西市、南あわじ市、斑鳩町、玉野市、高松市、西条市、東温市、熊本市、宮崎市	提案団体に具体的な支障事例を確認したところ、他の自治体が適用誤りをする可能性や逐条解説等を確認せずに事務処理をする職員がいる可能性から想定できる程度の支障であったことに加え、還付申告等の遅延による還付加算金が多額になるとの想定される支障については、条例にこれを防ぐ規定を設けることで対処可能であることから、提案の制度改正の必要性が示されていないため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
182	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工費も高額となってしまふ。そのため、公社への委託ができない状況である。	・農地法第5条第2項第3号 ・農地法施行規則第57条第5号ナ	農林水産省	山形市、群馬県、城陽市、枚方市、大村市、宮崎市	平成29年の提案募集において同様の提案があり、農林水産省は、「土地開発公社が先行取得した農地を委託先である地方公共団体が必ず再取得して転用行為を行うことが、「公有地の拡大の推進に関する法律」により担保されるのであれば検討したい。」としている。新たな状況変化等を示すことが必要。
186	岐阜県	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の制度の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正する。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	国土交通省	千葉県	平成26年の提案募集において同様の提案があり、国土交通省は「補助制度の趣旨は、あくまで地域の協議会において作成された計画に基づく事業を前提として国庫補助を行うこととしているため廃止は困難である」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
188	いすみ市	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	過疎地域以外における貨客混載運送の規制緩和	平成29年9月1日より申請受付が開始した過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、現行、当該運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、かつ人口が3万人に満たないものと限定されていることから、各地域毎の現況を踏まえ、対象区域の拡大を求める。	【支障事例】 少子高齢化や人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域等では、旅客や貨物の輸送量が限られ、事業の経営が成り立ちにくく、人流・物流サービスを確保することが困難となっている。 昨年の地方分権での議論も踏まえ、平成29年9月1日より過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送が可能となったが、現行、当該運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとされている。 本市のように過疎地域に認定されていない、なおかつ人口が3万人以上のため、当該運送の対象区域とならない市は全国でも多くある。 3万人以上の市においても住民の移動手段、配送手段のサービスの低下は深刻で、3万人という人口数で線引きするのは好ましくないと考える。 人口が3万人を超えていても、地域公共交通会議において協議し、承認された際には貨客混載が認められるようにされたい。	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 自動車局長通知)	国土交通省	宮城県、秋田県、兵庫県、愛媛県、宮崎市	平成29年対応方針を踏まえ、関係府省において検討中。 平成29年対応方針では、「一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見を踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされているところ。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
189	福井県、大野市	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	人口3万人以上の過疎地域における貨客混載を可能とするための規制緩和	過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、平成29年8月7日付で各地方運輸局長あてに発出された通知により、運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、人口が3万人に満たないものと限定されているため、「人口が3万人に満たないもの」という許可条件の撤廃を求める。	本県の大野市は、市営バスと泉線(大野駅-九頭竜湖駅)等の運行を、地域で唯一のタクシー業者であるいずみタクシー合名会社に委託している。昨年、佐川急便大野営業所から大野市およびいずみタクシーに、「市営バスと泉線(大野駅-九頭竜湖駅)による宅配荷物の運搬」および「九頭竜湖駅を発地とするタクシー車両による和泉地区内の宅配」を委託できないかとの提案があった。これを受けて、大野市から中部運輸局に上記区間における貨客混載の可否を照会したところ、「市営バスと泉線による荷物運搬」は可能だが、「タクシー車両による宅配」については、3万人未満という人口要件(3万3109人(平成27年国勢調査))を満たさないで不可との回答があった。	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 自動車局長通知)	国土交通省	宮城県、兵庫県、愛媛県、宮崎市	平成29年対応方針を踏まえ、関係府省において検討中。 平成29年対応方針では、「一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされているところ。
193	八王子市	B 地方に対する規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追記する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	山形市、福島県、石岡市、戸屋町	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子申請における本人確認手段が統一されていないことにより生じる支障事例や、本人確認手段を統一することによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
205	別府市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(更生医療)の有効期間延長	更生医療申請者のうち、重度かつ継続に該当する治療について、現行の有効期間「最長1年以内」とする規定を改め、有効期間延長を求める。	自立支援医療(更生医療)(以下「更生医療」という)における、重度かつ継続に該当する治療(人工透析療法、じん移植術に伴う抗免疫療法、抗HIV療法等)が必要な申請者について、それぞれの治療は、生継続しなければならない治療であるが、厚生労働省が定める自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱に基づき、最長有効期間は1年間となっている。しかしながら、人工透析療法が必要な申請者は、週3回の血液透析を行わなければならない方がほとんどであり、透析後の体調不良により移動困難となることも多く、更新申請のため市役所へ来庁することや申請書の郵送を行うことが、申請者の支障となっている。また、当市では、重度かつ継続に該当する治療を行う申請者について、有効期間が満了する前に、更新手続きを促す案内を送付し、案内送付後に申請書の提出が無ければ、電話掛けを行い、申請漏れによって申請者が不利益を被らないよう対応することが日常業務の支障となっている。	自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱	厚生労働省	ひたちなか市、八王子市、川崎市、大和市、綾瀬市、春日井市、西尾市、城陽市、出雲市、防府市、大分県、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	平成28年提案募集において議論済み。 平成28年対応方針及び平成29年対応方針に基づき、有効期間を延長する方針について現在検討中。 【平成28年対応方針】(平成28年12月20日閣議決定) (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)(ii) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【平成29年対応方針】(平成29年12月26日閣議決定) (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)(IV) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえつつ、現行の1年を延長する方針について検討し、平成31年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
206	松山市、西条市、西予市、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町	A 権限移譲	その他	基幹統計調査員に係る任命権の権限移譲	基幹統計調査員について、特別職の非常勤の地方公務員とされている統計調査員の任命権を都道府県知事から市町村長が行う事務に権限移譲されたい。 なお、本案件は事務処理特例条例が認められているが、事務処理特例ではなく統計法施行令の規定見直しでの権限移譲を求めるものである。	【支障事例】 調査員が辞退された場合や事故などにより急遽効果体が余儀なくされた場合など、代替りの調査員を確保し任命されるまでに3～5日程度かかる。調査員は70～100件程度の世帯を受け持っているが、配布などには期限が定められている。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるため、任命されるまでは活動が行うことができず、活動期間が短くなり、支障が生じている。 また、調査員が調査世帯を訪問し、調査票の記入をお願いする際、問合せ先や提出先は市町村が記載されているが、調査員証任命権者は都道府県知事であるため所持している任命証には都道府県が記載される不一致が発生し、調査対象世帯から本当に調査員として任命された調査員かどうか疑われ調査拒否につながるなど、調査活動に支障が生じている。	統計法施行令第4条 別表第一 地方自治法施行令別表第一、二(第一関係)	総務省	福井県、伊丹市、南あわじ市、徳島市	事務処理特例条例を定め現行で対応すること可能であるため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
226	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告について「少なくとも三回の」を削除し、1回の公告で可とすること。	法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。法人格の整理の方法として、宗教法人法では法人の申請による任意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があり、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必須となっている。しかし、前述のような不活動状態にある法人は資力が無い場合が大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行うのは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、解散手続を躊躇する法人があるなど、法人格の整理遂行の支障となっている。 なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により「少なくとも三回」との規定が削除され、1回の公告が必要となっている。	宗教法人法第49条の3	文部科学省	青森県、石川県、大阪府、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県	官報公告(1回あたり約3万円)を少なくとも3回行わなければならないという規定により、実際に解散手続に支障をきたしているといった具体的な支障事例が示されていない。また、官報公告の回数を1回にすることによる効果等が明確でない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
229	三重県、宮城県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。 一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。	施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方分作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、いわき市、須賀川市、習志野市、相川市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、福井市、山梨県、須賀市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	平成27・29年の提案募集において議論済み。 平成29年の対応方針では、「認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、書式の統一など一定の事務改善が図られているため、例年通りの支障だけでなく、新たな支障事例を示すことが必要。(例えば、全国知事会等の提案として調整していくことや、関係府省への要請対応と併せて提案を行っていくなどが考えられる)
231	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するべきである。	国土形成計画法第9条	国土交通省		平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」としている。新たな支障事例を示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
232	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合に意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲すべきであるが、これが困難である場合、近畿圏広域地方計画協議会への参画を認める、あるいは現在協議会のメンバーでない計画区域内の市町村に認めていると同様の提案権を関西広域連合に付与すべきである。	国土形成計画法第11条	国土交通省		平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」としている。新たな支障事例を示す必要がある。
233	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきである。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条	国土交通省		平成27年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。新たな支障事例を示す必要がある。
234	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	近畿圏整備法第9条、第10条	国土交通省		平成27年の提案募集で議論済み。 国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。新たな支障事例を示す必要がある。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
235	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているもの、二以上の府県の区域にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国が関与することのないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。 本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくないことは言うまでもないところ、設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の自線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。 したがって、複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限を関西広域連合に移譲すべきである。	都市計画法第5条第4項	国土交通省		平成27年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまない」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
236	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3箇月という標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、標準処理期間の定めはないものの、進捗から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。 加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、現地状況を説明するための詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。 この点について、設立から7年が経過し、農林水産振興を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。 したがって、複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限を関西広域連合に移譲すべきである。 なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保安や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	森林法第25条、第26条	農林水産省		平成26年の提案募集において議論済み。 閣議決定では、「一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
237	関西広域連合	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。 したがって、国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限を関西広域連合に移譲すべきである。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省		平成26・27年の提案募集において議論済み。 環境省は、「国立公園は、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国が一義的に保護管理するものである。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
238	関西広域連合	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にある。 しかしながら、現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっており、地方自治体の自主性・主体性が発揮しにくいものとなっている。 また、例えば平成18年に兵庫県が氷ノ山後山那岐山国立公園について湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行うおとしたところ、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)から決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要したほか、現地状況の説明のために詳細な資料作成、調査等が必要とされたように、軽微な公園計画の見直しを躊躇せざるを得ない状況にあり、機動的な対応ができていない。 この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。 なお、自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、公園計画を作るものが管理することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。 また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省		平成27年の提案募集において議論済み。 環境省は、「国立公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する公園であり、国立公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と統制する必要がある。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
239	関西広域連合	A 権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴取等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省		府県域をまたぐ総合効率化計画の認定、報告の徴取等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際の認定事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
240	関西広域連合	A 権限移譲	産業振興	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1・3項、第5条第1・3項	経済産業省		府県域をまたぐ振興計画の認定、認定の取り消し等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際の認定事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
241	関西広域連合	A 権限移譲	産業振興	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴取等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	経済産業省		府県域をまたぐ経営革新計画の承認、報告の徴取等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際の承認事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
242	関西広域連合	A 権限移譲	産業振興	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省		府県域をまたぐ液化石油ガス販売業の登録、登録の取消等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
243	関西広域連合	A 権限移譲	消防・防災・安全	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	群馬県	府県域をまたぐ液化石油ガス販売業の登録、登録の取消等の権限が地方経済産業局にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
244	関西広域連合	A 権限移譲	消防・防災・安全	電気工事業の業務の適正化に関する法律に依る事務・権限の移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律に依る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	経済産業省		府県域をまたぐ電気工事業の登録、登録の取消等の権限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
245	関西広域連合	A 権限移譲	消防・防災・安全	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第55条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	経済産業省		府県域をまたぐ高圧ガス製造施設に係る指定完成検査機関の指定等の権限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
246	関西広域連合	A 権限移譲	消防・防災・安全	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	経済産業省		府県域をまたぐ火薬類の製造施設に係る指定完成検査機関の指定等の権限が地方産業保安監督部にあることにより、実際に指導・監督等に支障をきたすといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
247	関西広域連合	A 権限移譲	土木・建築	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等	国土交通省		府県域をまたぐ建設業の許可、営業停止、許可の取消の権限が地方整備局にあることにより、実際に建設業許可等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
248	関西広域連合	A 権限移譲	土木・建築	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	国土交通省		府県域をまたぐ宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消の権限が地方整備局にあることにより、実際に免許申請等に支障をきたすといった具体的な支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
249	関西広域連合	A 権限移譲	土木・建築	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	国土交通省		府県域をまたぐ不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告の権限が地方整備局にあることにより、実際に登録申請等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
250	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理、申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	国土交通省	交野市	府県域をまたぐ土地収用法に係る事業の認定、申請書の提出の受理、申請書の欠陥の補正及び却下の権限が地方整備局にあることにより、実際に認定申請等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
251	関西広域連合	A 権限移譲	土木・建築	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第7条の18第3項、第7条の20、第77条の22第1～3項、第77条の23第1項 等	国土交通省		府県域をまたぐ建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理の権限が地方整備局にあることにより、実際に指定や届出等に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
252	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用 (農地除く)	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	国土交通省		府県域をまたぐ大深度の使用認可の権限が国土交通省にあることにより、実際に使用認可申請に支障をきたすといった具体的な支障事例や同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。
253	関西広域連合	A 権限移譲	環境・衛生	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所等の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1項	環境省		府県域をまたぐ業務規程の届出、指定調査機関に対する命令・指定の取消し、報告徴収及び検査等の権限が地方環境事務所にあることにより、実際にこれらの業務に支障をきたしているといった支障事例や、同権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、新たな支障事例等を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
254	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	准看護師登録等事務の見直し	准看護師の籍訂正については、申請する場合、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされているが、実情を踏まえ、運用の弾力化を図るため、就業地の経由を必須条件としないことへの見直しを求める。	准看護師免許の主な手続きとしては、准看護師籍訂正と免許証の書換え・再交付がある。免許証の書換え・再交付申請については「就業地の都道府県知事を経由してすることができる」とされている一方、籍訂正の申請については、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされている。申請の経由により、就業地及び免許発行元の都道府県において申請書及び添付書類の確認並びに書類の転送等、事務の重複が生じているところである。関西広域連合においては、域外の都道府県知事交付の准看護師免許に係る申請約200件のうち、籍訂正に係る申請が約170件と8割以上を占めている。このような状況を鑑み、准看護師籍訂正の申請について、免許証の書換え・再交付と同じ「就業地を経由してすることができる」と改めることにより、申請者が免許発行元の都道府県に直接申請できるようになり、手続きに要する期間が短縮される。 以上のことから、准看護師の籍訂正について、利用者の利便性の向上及び就業地の都道府県の負担軽減を図るため、「就業地経由」の義務付けの見直しを求める。	保健師助産師看護師法施行令第3条第5項	厚生労働省	埼玉県、岐阜県、高知市	提案団体以外の都道府県の中には、業務従事者届(保健師助産師看護師法33条)を使用して准看護師台帳等を作成し、就業地の都道府県が籍訂正の届出を受けた場合にはそれらを最新かつ正確な情報に更新している。しかし、提案が実現し就業地を経由しなくなった場合、業務従事者届に基づく台帳の姓名の訂正ができず、准看護師が法第9条に定める事由に該当した場合における処分を行う(法14条)にあたり、処分対象者の特定が困難になるおそれがあり、制度改正による効果(デメリット)が明らかでない。
255	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考ええる。 さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。 (参考) 関西広域連合域内において、調理師試験の受験者数は、年間約5,000人から約6,300人程度で推移。	調理師法第3条第2項	厚生労働省	埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛媛県、熊本県、大分県	中学校卒業要件があることによる具体的な支障及び提案が実現した場合の効果(卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減)が明らかでない。
256	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考ええる。 さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。 (参考) 関西広域連合域内において、製菓衛生師試験の受験者数は、年間約1,900人から約2,100人程度で推移。	製菓衛生師法第5条第2項	厚生労働省	埼玉県、神奈川県、石川県、熊本県、大分県	中学校卒業要件があることによる具体的な支障及び提案が実現した場合の効果(卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減)が明らかでない。
258	関西広域連合	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあっても、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するとともに、広域地方計画協議会の事務局機能についても移管すべきである。	国土形成計画法第10条	国土交通省		計画策定権限の移譲については、平成26年の提案募集において議論済み。 国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」としている。 また、広域地方計画協議会の事務局機能が計画策定者たる地方整備局とは別に関西広域連合へ移譲されることによる効果等が明確に示されていない。そのため、権限移譲による効果や新しい支障事例等を具体的に示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
259	関西広域連合	A 権限移譲	その他	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域インフラ検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としているところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、関西広域連合には日本海側に港を有する京都府及び鳥取県も参画しており、当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となることから、港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合に移管すべきである。 なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり(関西広域連合の分野事務の1つには防災も含まれている)、行政の効率化を図ることもできると考える。	港湾法第50条の4	国土交通省	鳥取県	港湾広域防災協議会の事務局機能が関西広域連合へ移譲されることによる効果等が明確に示されていないとともに、港湾広域防災協議会の事務局に関西広域連合がなることができない支障についても明確に示されていない。港湾広域防災協議会の事務局機能が関西広域連合へ移譲されることによる効果や現行制度における支障事例を具体的に示すことが必要。
260	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じることが求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要であると考えている。 しかしながら、持ち寄る段階では関連する権限は国にあり、関西広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。 このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだされれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、持ち寄り、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、法律に規定があるものの、形骸化している。 については、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2第4項	総務省		平成26・28年の提案募集において議論済み。 総務省は規定の趣旨として ①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合に整えられていることが望まれること ②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること と示しており、新たな支障事例及び反論を示すことが必要である。
262	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)とされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。 したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。	災害救助法施行令第3条	内閣府	熊本県、大分県	平成28年の提案募集において議論済み。 内閣府は、「特別基準についても、あらかじめ法令上基準を設定することが困難な中で、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているものであり、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
268	松原市	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づき利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。 当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)においては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。 そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第4項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。 一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。 以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条	総務省、厚生労働省	川崎市、山梨市、池田市、尼崎市、北九州市、松浦市、宮崎市、那覇市	公立・私立保育所の救済手続が異なっていることが原因で、住民から苦情が寄せられている等の具体的な支障が生じておらず、実際に救済手続の差異によって、住民への合理的な説明が困難となった事例が示された場合に、改めて検討していくこととする。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
269	松原市	A 権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	都市計画法第15条第1項	国土交通省		平成26年の提案募集において同様の提案があり、国土交通省は、「区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることが適当」としている。新たな支障事例を示すことが必要。
270	山形県	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする地域の多様な環境を将来の世代へ引き継ぐことが出来るよう、岩石採取計画認可において、水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目を認可基準に加えるよう採石法第33条の4を改正すること。 (もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(都道府県知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従って処分を行うこと等)するように採石法を改正すること。)	山形県遊佐町では、採石業の実施を巡り、業者と水資源の保全を訴える町民が対立している。遊佐町は「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」において、上記業者の採石業を「規制対象事業」に認定したが、業者は認定取消及び条例の無効を訴え係争中。 また、山形県は、業者の「岩石採取計画認可申請(H28.11)」に対し、申請要件不備(町条例に基づく「規制対象事業」に該当しない旨の通知がない)を理由に拒否処分(H28.12)としたが、業者は処分取消を求め、公害等調整委員会(公調委)に裁定申請を行い係争中。 公調委より、「係争証明書」の添付が不足書類を補うもので、県は採石法による実地審査を行うようにとの指示があり、県で審査中。 なお、採石法の認可基準には、水資源・景観・環境保護等に配慮する規定がなく、自治体は環境に重きを置いた判断ができない。 環境保全等に関する条例によって採石業を規制する場合でも、司法が「無効な条例」と判断した場合には、規制することは出来ず、事業に着手されてしまう。 一度損傷した水資源等を修復することは極めて困難であり、貴重な自然環境を保全するためには、岩石採取計画を審査する処分庁が、地域の自然環境を考慮した判断を行える仕組みが必要であり、根本となる採石法の改正が求められる。	採石法第33条の4	経済産業省		現行制度でも対応可能であるため。現行制度における具体的な支障事例等を示すことが必要。
272	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	国庫補助事業を活用して取得した財産の目的外使用の承認基準緩和について	国庫補助事業を活用して取得した道路用地等を目的外に使用する場合は補助金適正化法第22条に関する国土交通省基準の緩和を求める。現行の基準では、貸付等により収益がある場合、収益は補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額を除き国庫に納付することとなっているが、これを緩和し、整備前においても将来の整備費等に充当する目的の基金に積み立てることを条件に、地方公共団体の歳入にできるようにすることを求める。	【緩和の必要性】 国庫補助事業を活用して取得した財産を目的外で使用するケースとして、例えば道路事業用地を取得した場合で、全ての道路予定地を取得完了するまでの間、先行して取得した土地を暫定的にコインパーキングやモデルルームなどに有償で貸し付ける、といったことが考えられる。 しかしこの場合、まだ整備工事を行っていないため、施設整備費や維持管理費等は発生しておらず、収益発生額を国庫に納めなければならないと解される。地方公共団体としては活用しても十分な歳入が得られないため、閉鎖管理したほうがよいという判断をせざるを得ないのが実情である。 結果として土地のポテンシャルが活かされることない未利用地となり、不合理である。緩和により土地利用を推進するよう求めたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条 国土交通省通知「都市局所管補助事業等にかかる財産処分承認基準について(国総第2449号、H20.12.22)	国土交通省	日田市市、熊本市	現行制度においても、収益のうち国庫補助金等相当額を国庫納付することになっており、国庫補助事業を活用して取得した道路用地等を目的外使用することによる具体的な支障事例が明確に示されていない。そのため、支障事例等を具体的に示すことが必要。
277	九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員認定資格研修での資格取得の制度の維持	今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続を求めるもの。	平成27年度に設けられた放課後児童支援員制度に対応し、県では平成31年度までの5年間に計画的に放課後児童支援員認定資格研修を実施しているが、研修修了後の退職者も出てきている。 一方で、放課後児童クラブは利用者が増加傾向にあり、新たな人材の採用が必要である。 今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続が望ましい。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	福島県、神奈川県、新潟県、上越市、多治見市、高松市、八幡浜市、松浦市、宮崎市	H28年の提案「放課後児童支援員認定資格研修の受講免除」について、厚生労働省より、「受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。(H29対応方針抜粋)」との回答が示されており、認定資格研修の経過措置については、平成30年でも議論していくこととされている。
282	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域少子化対策重点推進交付金の簡略化	地域少子化対策重点推進交付金の審査方式を簡略化し、企画内容と費用の概算での審査をお願いしたい。	地域少子化対策重点推進交付金については、平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、「地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実」を図ることとされたところであるが、現在でも実際の審査においては積算の根拠等の確認といったやりとりが多大な労力を要しているのが現状である。	地域少子化対策重点推進交付金実施要綱	内閣府	埼玉県、石川県、福井県、山梨県	H29の提案「地域少子化対策重点推進交付金の申請手続き等の明確化、簡素化」については、地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう、引き続き審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実を図ることとし、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年度中に周知する。」旨の回答が示されており、対応が措置されてから間もないこと及び、昨年の提案と支障事例がほぼ同様のものであり、新たな情勢変化等がない。ただし、内閣府からは、フォローアップ回答において、交付金の更なる運用の改善の対応を進めていく旨が示されているところ。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
283	九州地方知事会、 日本創生のための 将来世代応援知事 同盟	B 地方に 対する規制 緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化	幼保連携型認定こども園を整備する際の施設整備について、一種類の交付金又は補助金で対応できるようにしていただきたい。	現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、花巻市、いわき市、須賀川市、岩手県、菅野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須坂市、山梨県、豊田市、田原市、草津市、大府市、大阪府、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島市、高知県、北九州市、筑後市、松浦市、熊本市、宮崎市	平成27・29年の提案募集において議論済み。 平成29年の対応方針では、「認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、書式の統一など一定の事務改善が図られているため、例年通りの支障だけでなく、新たな支障事例を示すことが必要。(例えば、全国知事会等の提案として調整していくことや、関係府省への要請対応と併せて提案を行っていくこと等が考えられる)
288	九州地方知事会	B 地方に 対する規制 緩和	教育・文化	宗教法人の役員から暴力団員等を排除するための宗教法人法の改正	宗教法人法第22条に定める「役員」の欠格事項に、「暴力団員等」(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。)についての規定を設けること。	法定受託事務として都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の設立認証や規則変更認証等を行っている。 設立認証を行う際、役員が宗教法人法第22条の欠格要件に該当しないことを確認しているが、暴力団員等については、欠格要件に含まれていないため排除することが出来ない。 【支障事例】 ・宗教法人は、宗教活動のほか同法第6条において公益事業を行うことができることとされ、同事業に関し、税制優遇が認められている。役員に暴力団員等が含まれる宗教法人や暴力団員等がその事業活動を支配している宗教法人は、その税制優遇措置を利用することで、その税優遇の趣旨に反し、暴力団その他の活動のための資金とする蓋然性がある。 ・宗教法人の公益事業と同様の公益目的事業を行うことを目的とする法人として、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により認定される公益社団法人及び公益財団法人があるが、同法においては、上記理由等により、役員に暴力団員等が含まれること及び暴力団員等がその事業活動を支配している法人を公益財団法人等の欠格事由と規定しており、暴力団等の関与を排除出来ることとなっているが、宗教法人においては、それが出来ない。	宗教法人法第22条	文部科学省	愛知県、大阪府、兵庫県、徳島県	暴力団員等の排除を目的として、宗教法人法に欠格条項を設けることについて、支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。
289	全国知事会、全国市長会、全国町村会	B 地方に 対する規制 緩和	運輸・交通	地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築	人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになってきたが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。	区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになってきたが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築することが必要である。	・道路運送法第79条 ・道路運送法施行規則第3条の3 ・道路運送法施行規則第49条 ・地域公共交通促進法に関する国土交通省としての考え方について(平成30年3月30日自動車局長通知) ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 ・「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱について(平成28年3月31日自動車局長通知)」 ・「道路運送法第3条第1項第1号」 ・「道路運送法第9条の2」 ・「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理率額について(平成28年3月28日自動車局長通知)」 ・都市計画法第29条第1項第3号 ・都市計画法施行令第21条第1項第6号	国土交通省	山形市、塩谷町、本庄市、大野市、山梨県、京都市、池田市、鳥取県、島根県、愛媛県、宮崎市、十日町	①の交通空白地に関する提案については、平成28年の提案募集において同様の提案があり、国土交通省は、「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とは、一律に基準を設けるものではなく、各地域の実情に応じた内容となるべきものである。このため、同地域であるか否かの判断については、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の地域の関係者を構成員として協議会において、当該地域の公共交通機関の輸送の状況等の地域の実情に応じて、適切に判断されるべきと考えられる。また、国による判断基準を設けた場合、各地域の実情を勘案した柔軟な運送サービスの実施が困難となるおそれがある。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
295	中核市長会	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園に係る施設整備財源の一元化	認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	【支障事例】 単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。 また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。	児童福祉法第56条の4 25条第1項第6号 都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針(第8版)[都市施設(IV-2-2II B.1.)]	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田市、福島県、いわき市、須賀川市、柏市、横浜市長老名市、新潟県、福井県、山梨県、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山市、徳島市、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	平成27・29年の提案募集において議論済み。 平成29年の対応方針では、「認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、書式の統一など一定の事務改善が図られているため、例年通りの支障だけでなく、新たな支障事例を示すことが必要。(例えば、全国知事会等の提案として調整していくことや、関係府省への要請対応と併せて提案を行っていくこと等が考えられる)
296	全国市長会	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和	都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。	都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺状況について、許可権者の都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置され、市町村は住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき、公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体はこの規定に沿った判断をするよう実的に格付けられている。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。	都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針(第8版)[都市施設(IV-2-2II B.1.)]	国土交通省	仙台市、白河市、ひたちなか市、富津市、三条市、射水市、高松市、八代市、宮崎市	街区公園の誘致距離については、都市計画運用指針上では「基準とすることが望ましい」距離として規定されているのみで、街区公園の誘致距離を含む都市公園の設置基準は政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定めることとされていることから、現行制度で対応できない具体的な支障事例を示すことが必要。
300	広島県	A 権限移譲	その他	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限の都道府県への移譲	市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 広島県内においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県と市町の一体的な取組に支障を生じる恐れがある。 また、エリアマネジメントは、特定のエリアにおいて行われるものであるが、エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高めていくためには、市町村域外を超えて人の流れを創出するなど、都道府県全体へ効果を波及させていくことも重要となってくる。さらに、都市計画など、県の権限等との整合性を図る観点も不可欠であり、移譲を受けた都道府県(手上げ方式で移譲された場合を含む)が認定事務を行うことで、広域的な視点でより効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。 ■県・市連携の取組例 <広島市との連携> 本県は広島市とともに、中長期的な視点で広島市の都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策等を示す「ひろしま都心活性化プラン」を共同で策定している。その中の具体的な施策「市民、企業、行政などの連携・協働によるまちづくり」を掲げ、先導的な取組としてエリアマネジメント活動の支援を、本県と広島市が連携して行っている。 <福山市との連携> 福山駅が福山市の「顔」として、また、備後圏域の玄関口として、市民、事業者、行政がめざす福山駅前の姿を共有し、連携して再生に取り組んでいくための方向性を示すため、福山市と連携し、「福山駅前再生ビジョン」を策定し、今後、具体的な取組を行っていくところである。	地域再生法第5条	内閣府		地域再生エリアマネジメント負担金制度については、地域再生法の一部を改正する法律(平成30年法律第38号)により平成30年6月1日に創設されたものであり、その効果を検証し、支障事例を具体的に示すための十分な期間が経過していない事項に関する提案であるため。

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (101件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案 団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
314	見附市	A	権限移譲 農業・農地	農業振興地域整備計画の変更に係る知事同意の撤廃	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定をしなければならず、策定・変更にあたっては知事に同意を得る必要があるが、一定規模面積以下の農振除外の取り扱いについては、農地転用許可権限の委譲と同様に、農振除外の知事同意を撤廃する。	<p>【支障事例】</p> <p>現在、地方都市では少子高齢化の進展に伴い、農業の就労人口は減少し、かつ、従事者の高齢化が進み、不作付地が増加する傾向にある。土地利用のニーズとしては、農地としての土地利用ニーズは少ないが、農地以外の商業、工業、住宅としての土地利用ニーズは依然として高い状況にある。上記の問題の課題解決に向けた、集落再編や持続可能な農業、農村に向けた、地域の実情やニーズに応じた土地利用が速やかにできない状況である。</p> <p>そうした中で、地域が責任をもって判断し、この区域は守る農地、この区域は開発地へ転換していくなど、農業経営や食料生産数量を考慮しつつ、地域の実情やニーズに応じた土地利用や都市計画のようなコンパクトシティを推進する必要がある。</p> <p>以上のことから、積極的に農振除外を進める必要があるが、農振除外に伴う農業振興地域整備計画の変更にあたり、都道府県知事同意に時間を要している。</p> <p>【参考】</p> <p>政府の経済財政運営基本方針「骨太の方針」17年版において、明記されていた「食糧安全保障の確立」の文言は消えたほか、平成30年からは国策であった国による従来の米の生産調整政策が廃止され、農家の経営感覚に基づく生産が可能となった。</p> <p>さらに国からの米の直接支払交付金がなくなるなど、国の農業に対する関与が薄くなっている状況において、農地だけは守るというのは地域の実情に即していないと思われる。</p>	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農林水産省	花巻市、須賀川市、蓮田市、魚沼市	平成26年の提案募集において同様の提案があり、農林水産省は、「農用地区域からの除外については、国民への食料安定供給等の基盤である農地の確保という観点から、除外要件に即し厳正に判断する必要があり、現場の開発行為と一定の距離を置いた都道府県との協議・同意が必要である。」としている。新たな状況変化等を示すことが必要。

(4) 提案募集の対象外である提案 (15件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	提案の概要	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
1	伊丹市	地方自治法施行令第158条第1項に新たに「実費弁償金」を追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを可能とする提案。	総務省	印刷機器の料金等については、条例において使用料又は手数料に適宜設定することにより、現行法においてもその徴収・収納について私人に委託することが可能であるため。(第8次構造改革特区大東市提案_総務省回答)
25	愛媛県、広島県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	林業の技能実習2号認定に係る全国的な業界会内の合意形成要件の緩和	技能実習法第2条第1項に規定する技能実習の移行対象職種・作業へ林業を追加するに当たり、追加手続きにおける業界内の合意形成要件を緩和し、都道府県単位で業界内の合意形成が整った地域から「手挙げ方式」で行えるようにすること。	法務省、厚生労働省、農林水産省	「国が直接執行する事業の運用改善」に該当し、地方に対する規制緩和に当たらないため。
41	徳島県、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、愛媛県、高知県	水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲拡大	水素ステーションの整備促進の支障となっている水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲を拡大し、地球温暖化対策の推進と燃料電池自動車ユーザーの利便性向上を図る。	経済産業省	地方に対する規制緩和に当たらず対象外であるが、広く民間事業者等も対象とした規制であるため、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインを紹介。
51	さいたま市	地方自治法施行令第158条(歳入の徴収又は収納の委託)における歳入科目の追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを可能とする提案。	総務省	印刷機器の料金等については、条例において使用料又は手数料に適宜設定することにより、現行法においてもその徴収・収納について私人に委託することが可能であるため。(第8次構造改革特区大東市提案_総務省回答)
53	さいたま市	「子育て安心プラン実施計画」策定における算定基準の見直し	「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けることで、保育所等整備交付金の国庫補助率が嵩上げされるが、その嵩上げ要件を見直すこと。	厚生労働省	提案団体が求める措置は、国と市町村の財源割合の変更(国:市町村 1/2、1/4→2/3、1/12)を求めるものであり、国・地方の税財源配分にあたり対象外として整理する。(事業者負担部分に変更は生じない。)

(4) 提案募集の対象外である提案 (15件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	提案の概要	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
63	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	死亡叙位叙勲事務に係る手続きの改善(提出書類の見直し)	栄典事務に係る手続きの改善(功績調書及び履歴書の簡素化、戸籍抄本等の提出の電子化)を求めるもの。	内閣府	国による栄典の授与の実施方法の変更を求める提案であり、「国が直接執行する事業の運用改善」に該当するため。
77	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	太陽光発電施設の撤去に関する方針の明確化	太陽光発電施設を撤去する前に事業者が倒産した場合の施設撤去に向けた方針を明確化する。	経済産業省	地方に対する規制緩和に当たらず対象外であるが、広く民間事業者等も対象とした規制であるため、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインを紹介。
146	奈良県	地方創生応援税制適用に係る要件の緩和	内閣総理大臣から認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に法人が寄附を行った場合に適用される地方創生応援税制の適用要件について、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」以外の事業にも拡充することを求めるもの。	内閣府	「税制改正」に該当するため。
175	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、洲本市、南あわじ市、淡路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)に係る協働活動サポーターの交通費の補助対象化	放課後子ども教室における協働活動サポーターに係る交通費について、「原則」補助対象とされていないが、やむを得ず小学校の校区外から通勤するサポーターの交通費を補助対象経費として認めること。	文部科学省	昨年の同内容の提案において、α案件で整理したが、財務省主計局との事前調整の中で、当該交通費を補助対象経費として認めるよう記載していたところ、対象外とすべきという反論があり、提案団体と調整し、実施要領における交通費の取扱い(「原則」の運用上の取扱い)の明確化を求める方向性に修正し対応した結果、対応不可となったところ。提案内容として、交通費を補助対象経費として認める要望は、地方への権限移譲または、義務付け・枠付けに関する事項でないことから、対象外と整理する。
197	弘前市	循環型社会形成推進交付金制度の拡充	循環型社会形成推進交付金の交付対象事業において、「改良・改造に係る事業」に掲げる「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」に「最終処分場の浸出液処理施設」を追加していただきたい。	環境省	単なる補助対象の拡大を求める提案であるため。

(4) 提案募集の対象外である提案 (15件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	提案の概要	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
227	栃木県、新潟県	農地中間管理事業における各種事務簡素化((3)農用地等利用状況報告を求める借受人の要件緩和)	機構に対して行う借受農用地等利用状況報告を、全ての借受人に課しているが、これを「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者」に限定する。	農林水産省	地方に対する規制緩和に当たらないため対象外であるが、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応を依頼。
273	特別区長会	租税特別措置法の課税の特例が適用された事業に供する土地の暫定活用の際の特例の取扱いの明確化	租税特別措置法の課税の特例の適用となる事業で、個人または法人の有する土地等の資産を買取りする場合、租税特別措置法の定めにより一定の要件を満たすケースでは被買取者の譲渡所得への課税の特例が適用される。この際、暫定活用として収益事業を行った場合でも、特例への影響がないという取扱いの明確化を求める。	財務省	「税制改正」に該当するため。
289	全国知事会、全国市長会、全国町村会	地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築	自治体がコミュニティバスを運行委託する場合、乗客から料金を徴収しない路線においては一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)とみなされるため、委託料金の算定に当たっては一般貸切旅客自動車運送に係る運賃が適用され、平成26年の貸切バス運賃改定の影響もあり、乗合バスに比べて大幅に高い運賃に基づくこととされている。そのため、乗客から料金を徴収しないコミュニティバスについて、実態に即して、一般乗合旅客運送事業として許可すること。	国土交通省	地方に対する規制緩和に当たらないため対象外であるが、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインでの対応を依頼。
294	中核市市長会	PFIを活用した施設整備を行う場合の交付税措置があることの明示	PFIを活用して、集約化・複合化、転用等による施設整備を行った場合、公共施設等適正管理推進事業債を利用して施設整備を行う場合と同等の交付税措置があることの明示。	総務省	現行の通知文で交付税措置についての記載があり、現行制度で対応可能なことが明らかであるため。
299	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄	抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府県の備蓄量(行政備蓄)を削減し、メーカー及び卸売業者の備蓄量(流通備蓄)を増加することを求めるもの。	内閣官房、厚生労働省	国に対して抗インフルエンザウイルス薬の適正備蓄水準の変更を求める提案であって、かつ、民間事業者に対する規制強化を求める提案であり、地方に対する規制緩和に当たらないため。

(4) 提案募集の対象外である提案 (15件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	提案の概要	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
301	札幌市	水道メーターの検定有効期間の規制緩和	電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の8年以上への延長	経済産業省	地方に対する規制緩和に当たらず対象外であるが、広く民間事業者等も対象とした規制であるため、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインを紹介。
315	米子市	子ども・子育て支援給付費(委託料)の請求等に係る業務の効率化	子ども・子育て支援制度に基づく、施設型給付費の支払いのための事業者・自治体間のデータ交換について、国におかれて、計算フォームの開発・配布を行うなど地方の事務作業の効率化を図ることを求める。	内閣府	市町村と事業者間におけるデータ等のやり取りについて、国の方でシステム開発等を求める提案であり、予算事業の新設提案かつ国が直接執行する事業の運用改善にあたるため、対象外として整理する。